

検討すべき課題（整理）

- ① 出所(院)後の住居がない受刑者等に対しては、特別調整等により福祉施設等への入所につなげる取組を実施しているが、本人が支援を受けることを拒むなどして、適切な帰住先が確保されないまま釈放される者が一定数存在する。
- ② 受刑者等の中には、釈放後の住居がある等の理由で、特別調整の対象者とはならないものの、地域社会で生活する上で、何らかの保健医療・福祉サービスを利用する必要がある者が存在するが、こうした者に対する支援が十分に実施されていない。
- ③ 入口支援が十分に実施されていない。

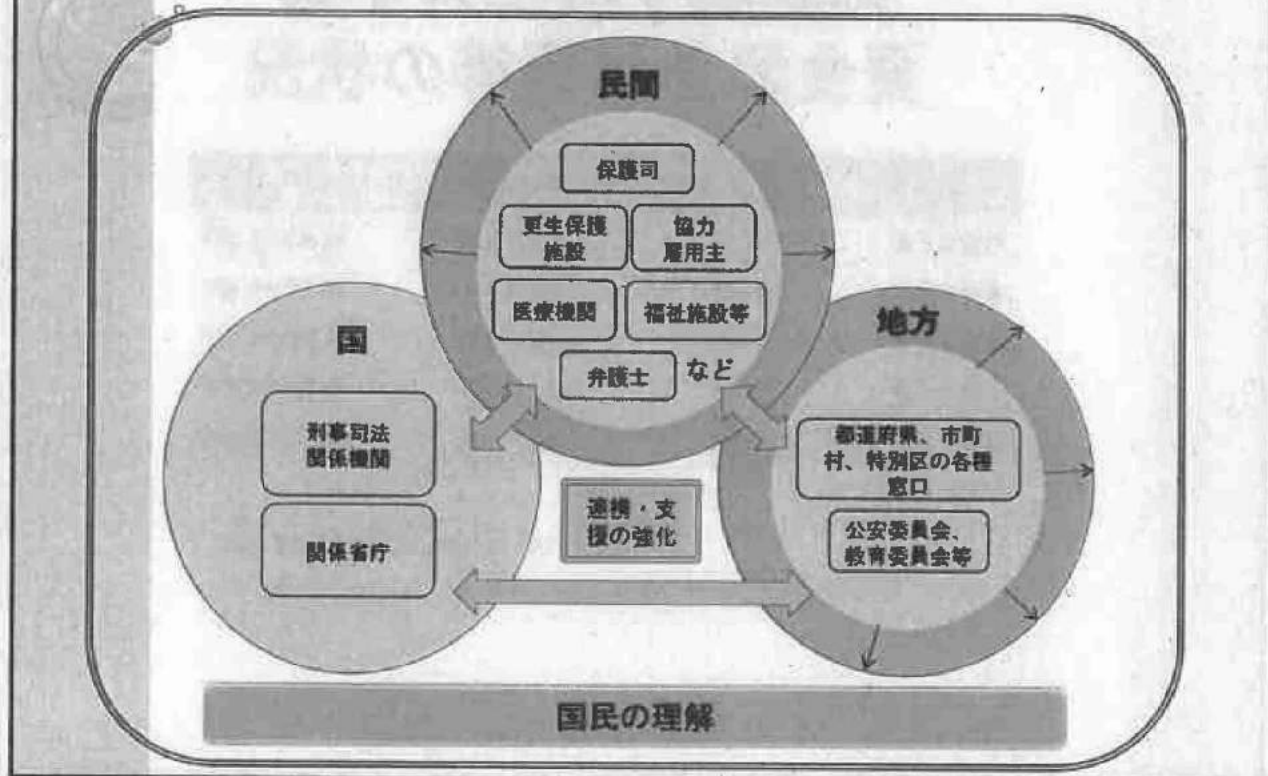
（再犯防止推進計画検討会・第3回事務局資料）

高齢・障害のある「犯罪をした者等」が、地域社会の保健医療・福祉サービスに十分につながっていない。

『再犯防止推進計画』

平成29年12月15日 閣議決定

再犯防止推進計画の考え方



再犯防止推進計画（抜粋）

第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

1. 高齢者又は障害のある者等への支援等

① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実

※矯正施設や保護観察所などにおけるアセスメント機能の強化

※矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等

② 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化

③ 高齢又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施

起訴猶予者に対する 更生緊急保護等の状況

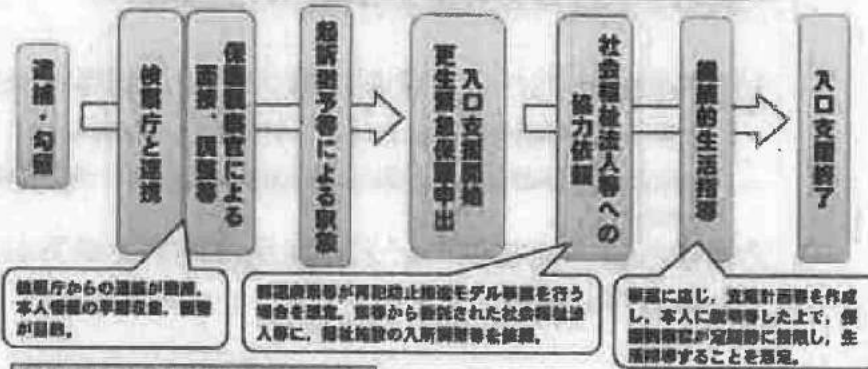
	起訴猶予者総数	更生緊急保護の申出 をした起訴猶予者	起訴猶予者のうち 65歳以上の者
平成24年	112,703	1,828 (1.62%)	16,873 (15.22%)
平成25年	113,353	1,538 (1.36%)	17,716 (15.65%)
平成26年	114,053	1,569 (1.38%)	18,065 (16.07%)
平成27年	113,130	1,431 (1.26%)	18,907 (16.83%)
平成28年	112,809	1,435 (1.27%)	19,393 (17.41%)

(注) 犯罪白書及び検察統計年報による。

入口支援

「保護観察所が行う入口支援」の一例

保護観察所が行う入口支援は特別支援ユニットが実施



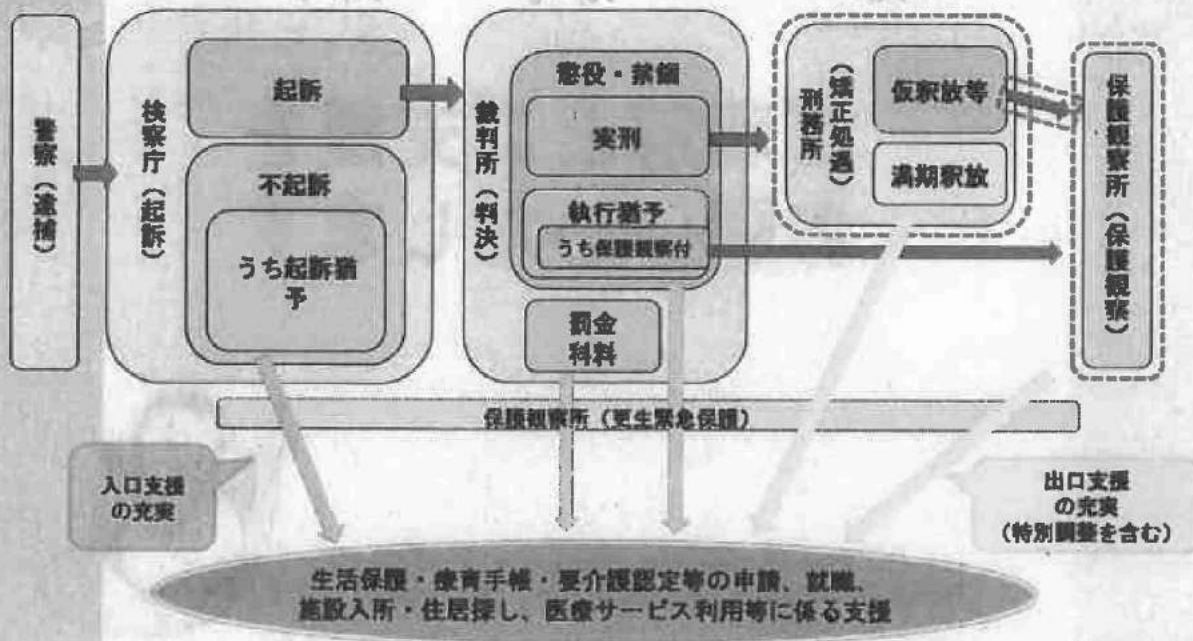
特別支援ユニットの設置庁(18庁)

特別支援型地域保護観察官設置庁	札幌、仙台、さいたま、東京、名古屋、大阪、神戸、岡山、高松、福岡、長崎
地域再犯防止推進モデル事業実施自治体(入口支援関係)対応庁	福岡、鳥取
その他保護観察官の配置による設置庁	松江、広島、香島、松山、鹿児島

※平成30年6月1日時点

入口支援と出口支援

【刑事司法手続の概略】

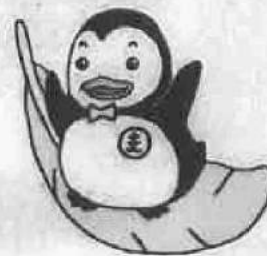


(再犯防止推進計画検討会・第1回事務局資料)

福祉のサービスから漏れ、
犯罪や非行を繰り返してきた
方が大勢います

人と人をつなぐ

ご理解とご支援を
お願いいたします



地域の皆さまへの感謝
を込めて
ご支援を
お願いいたします

グループワーク

「見え方・考え方」 ～ぶつかり稽古・徳島巡業～



目的

1. 目線が近い「属性」や「世代」でつながる(話しやすい仲間)
2. 個々や属性での「見え方・考え方」の違いを知る(ぶつかり稽古)
3. 「見え方・考え方」を全体共有し、美味しいエキスを抽出する(ちゃんこ鍋)



ここがポイント! 「見え方・考え方」の進め方



昨年12月に長崎で実施した
「見え方・考え方」研修会の様子

1. 目線が近い「属性(職種・役職・経験年数等)」ごとに分かります。
2. 司会者から「テーマ」を投げかけます。
3. さあ、ここからが「ぶつかり稽古」の始まりです!
4. まず「属性」の中で、テーマに対する「個々」の「見え方・考え方」を出し合います。目線が近い仲間です。安心してどんだんぶつけ合い、「属性」ごとに、ちゃんこ鍋のような「美味しいエキス」を抽出しましょう!
5. 次に「属性」の中で抽出した「エキス」を、属性ごとに発表します。先輩力士の胸を借りるつもりで、思い切ってぶつけましょう!
6. ここまでくると、「属性」ごとの「見え方・考え方」の違いや、詳しく尋ねたい「見え方・考え方」等も鮮明となるはず。7. 最後は「出稽古」のつもりで、「見え方・考え方」の違いや疑問を全体でぶつけ合い、より better な「美味しいエキス」を抽出します!



テーマ

◆事前に、中国・四国各県の定着支援センターから募集した

「現場で困っていること・解決したいこと」をテーマに進めていきます!

グループワーク-知の共有-

「見え方・考え方」～ぶつかり稽古風～

『徳島場所 部屋割り』



A. 「福家部屋(定着/所長等)」 4名

香川県地域生活定着支援センター	センター長	福家 伸次
広島県地域生活定着支援センター	センター長	亀野 幸一郎
徳島県社会福祉事業団	第三者委員	筒井 節子
徳島県地域生活定着支援センター	所長	鈴木 千里

B. 「山根部屋(定着等/中堅)」 6名

徳島県地域生活定着支援センター	次長	山根 紀幸
山口県地域生活定着支援センター	主任	福田 淳一
岡山県地域生活定着支援センター	主事	三宅 啓太
高知県地域生活定着支援センター	主事	山本 紘敏
徳島県保健福祉部保健福祉政策課	課長補佐	北條 伸吾
愛媛県保健福祉部社会福祉政策課	主事	安東 静佳

C. 「葛本部屋(定着/男性相談員)」 7名

愛媛県地域生活定着支援センター	相談員	葛本 啓士
高知県地域生活定着支援センター	専門職員	中川 美彦
香川県地域生活定着支援センター	相談員	加嶋 健一郎
島根県地域生活定着支援センター	相談員	松近 良和
鳥取県地域生活定着支援センター	相談員	鎌谷 翔平
愛媛県地域生活定着支援センター	相談員	荒木 孝宣
徳島県地域生活定着支援センター	相談支援員	枅 豊洋幸

D. 「小武守部屋(定着/女性相談員)」 4名

岡山県地域生活定着支援センター	主任	小武守 敬子
香川県地域生活定着支援センター	相談員	高木 葵子
徳島県地域生活定着支援センター	相談支援員	津舟 しのぶ
徳島県地域生活定着支援センター	相談支援員	福井 瑞穂

E. 「岡崎部屋(福祉専門官等)」 5名

高松刑務所	福祉専門官	岡崎 陽子
徳島刑務所	福祉専門官	米田 忠義
岩国刑務所	福祉専門官	井上 亜紀子
松江刑務所	福祉専門官	田中 裕子
高松矯正管区成人矯正第二課	矯正専門職	門屋 睦郎

F. 「下枝部屋(矯正福祉職)」 5名

広島刑務所	社会福祉士	下枝 信之
広島刑務所	社会福祉士	小林 幸代
山口刑務所	社会福祉士	嶋田 智衣
高知刑務所	社会福祉士	北野 弘典
徳島刑務所	社会福祉士	小西 真弓

G. 「井上部屋(矯正・教育等)」 5名

徳島少年鑑別所	所長	井上 逸子
徳島少年鑑別所	主席専門官	中島 賢
徳島少年鑑別所	法務教官	高山 結
徳島刑務所	教育専門官	三木 豪
高知刑務所	教育専門官	羽屋戸 英司

H. 「松林部屋(保護観察所・更生保護)」 6名

山口保護観察所	統括保護観察官	松林 初恵
徳島保護観察所	統括保護観察官	東山 和憲
高松保護観察所	保護観察官	松永 晃治
松山保護観察所	保護観察官	高瀬 剛
阿南部地域更生保護サポートセンター	保護司	一宮 章
徳島保護観察所 徳島第一分区	保護司	松越 美佐子

I. 「大塩部屋(更生保護施設・自立準備ホーム)」 5名

自立準備ホーム止まり木	代表	大塩 幸子
八二一自立準備ホーム	管理者	柳原 理佐
更生保護法人 愛媛県更生保護会	補導主任	大野 哲治
更生保護法人 徳島自立会	補導員	北野 敏之
八二一自立準備ホーム	相談員	高岡 奈津

J. 「松尾部屋(相談支援)」 5名

愛育会地域生活総合支援センター	相談支援専門員	松尾 貴範
愛育会地域生活総合支援センター	相談支援専門員	平尾 昂
愛育会地域生活総合支援センター	相談支援専門員	森本 綾
NPO法人 Asanami Work Camp	相談支援専門員	河野 伸司
相談支援事業所さほう	臨時相談支援員	林 桃加

K. 「時岡部屋(士業/福祉系)」 6名

香川県社会福祉士会ばあとなあ香川	運営委員	時岡 信一
医療法人 睦み会 城西病院	精神保健福祉士	横畠 麻実
医療法人 睦み会 城西病院	精神保健福祉士	向原 恵理子
南海病院 地域連携室	精神保健福祉士	八木 正貴
香川県介護支援専門員協議会	理事	大川 裕子
居宅介護支援事業所イツモ阿南	ケアマネージャー	広岡 香

L. 「久米部屋(士業/法務系)」 5名

徳島弁護士会	副会長	久米 一義
とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク(非ネット)	弁護士	白川 剛
とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク(非ネット)	弁護士	廣田 修一
川野敏子事務所	司法書士	川野 敏子
ひのき司法書士事務所	司法書士	太田 龍一

M. 「大下部屋(権利擁護)」 5名

徳島県社会福祉士会ばあとなあ徳島	運営委員長	大下 直樹
徳島県社会福祉士会ばあとなあ徳島	運営副委員長	大溝 邦子
徳島県社会福祉士会ばあとなあ徳島	委員	山本 百合子
徳島県社会福祉士会ばあとなあ徳島	委員	橋本 正士
とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク(非ネット)	社会福祉士	北條 誠一

N. 「日切部屋(福祉事業所)」 6名

障害者支援施設 希望の郷	副施設長	日切 加奈子
障害者支援施設 あおほの杜	職業指導員	谷廣 知久
障害者支援施設 希望の郷	主任支援員	永瀬 茜
障害福祉サービス事業所 高瀬荘	生活支援員	高谷 和尊
こがも福祉会Hello Houseこがも	職業指導員兼生活支援員	田中 邦裕
NPO法人 Asanami Work Camp	生活相談員	竹内 拓磨

司会

長崎定善	所長	伊豆丸 剛史
相談支援事業所さほう	管理者	井後 浩二

平成30年度 厚生労働省 社会福祉推進事業
一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

第8回 九州ブロック専門研修会（長崎大会）

“やさしい”社会のつくり方



日時：平成31年1月24日（木） 13：30～
1月25日（金） 9：00～（関係機関のみ）

会場：ホテルグランドパレス諫早

主催：一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

（担当：社会福祉法人 南高愛隣会 長崎県地域生活定着支援センター）

一般社団法人
全国地域生活定着支援センター協議会 九州ブロック専門研修会
～ “やさしい” 社会のつくり方 ～

開催要綱

1 開催趣旨

刑務所や少年院などに服役している人たちの中に障がい者や高齢者が数多く存在していることが明らかとなり、地域生活定着支援センターが全国で最初に長崎県に開設されてから、10年目の節目を迎えました。この10年を振り返ると、福祉・医療・司法等といった多くの関係機関、支援者の協力のもとに、事業の基盤が整備され、発展してきました。

そして、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が成立し、国だけでなく、地方自治体にも「地方再犯防止推進計画」の策定義務が課せられるなど、官民協働で罪を犯した方たちの立ち直りを支援していく方針が示されました。さらに、今年度からは全国30箇所程度の地方自治体において、法務省「地域再犯防止推進モデル事業」といった新たなモデル事業も進められるなど、罪を犯した障がい者や高齢者への支援は、新たなステージを迎えつつあります。

こうした潮流を踏まえ、今回、私たちは、「再犯防止」を「加害者も被害者も生まない社会づくり」、すなわち「誰もが生きやすい“やさしい”社会づくり」ととらえ、『“やさしい”社会のつくり方』をテーマに、九州ブロック研修会を開催する運びとなりました。

関係機関・団体等だけではなく、自治体や地域住民の方々にも広くご参加いただき、本研修会を『“やさしい”社会』を広げる契機にしていければと思います。

- | | |
|-----------|--|
| 2 主催 | 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 |
| 3 後援 | 長崎県 福岡矯正管区 九州地方更生保護委員会 九州地方更生保護施設連盟 |
| 4 日時 | 平成31年1月24日（木） 13:30 ～ 18:15
平成31年1月25日（金） 9:00 ～ 12:00 |
| 5 会場 | ホテルグランドパレス諫早（所在地：諫早市宇都町3-35） |
| 6 駐車場 | ホテルにてお尋ねください。 |
| 7 定員 | 300名（1日目）・80名（2日目） |
| 8 参加対象者 | 全国地域生活定着支援センター協議会会員・刑務所・少年院・少年鑑別所
保護観察所・更生保護施設・自立準備ホーム・弁護士会・地方検察庁
※1日目については啓発研修となりますので参加対象者は限定しておりません。 |
| 9 参加費 | 500円（なお、旅費・情報交換会費・宿泊費などは自己負担でお願いします）
※参加費については当日徴収させていただきます。 |
| 10 プログラム | 別紙参照 |
| 11 参加申し込み | 別紙1「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、 <u>平成30年12月27日（木）までにメールかFAXにてお申込み下さい。</u> |

研 修 会 次 第

【1日目】平成31年1月24日（木）

○専門研修

会場：ホテルグランドパレス諫早

時 間	プログラム	内 容
12:30～	受 付	
13:30～13:35（5分）	開会挨拶	田島 光浩（社会福祉法人南高愛隣会 理事長）
13:35～14:15 （25分・15分）	報告・説明	①行政報告（法務省 大臣官房秘書課 企画再犯防止推進室） ②行政報告（長崎県 福祉保健部 福祉保健課）
14:15～14:20（5分）		休 憩
14:20～15:50(90分)	基調講演	テーマ 『明石市における更生支援の取り組みについて ～やさしい社会を明石市から～』 講師：泉 房穂 氏（兵庫県明石市市長）
15:50～16:05(15分)		休 憩
16:05～17:05(60分)	特別講演	テーマ 『「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」 アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワーク を活用した多面的アプローチ ～社会的孤立・排 除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～』 講師：谷口 仁史 氏 (認定特定非営利活動法人 NPOスチューデント・サポート・フェイス 代表理事)
17:05～17:10（5分）		休 憩
17:10～18:10(60分)	セッション	セッション『“やさしい”社会へ！～長崎青春×長崎純情～』 学生サークル「長崎多職種連携・たまごの会」× 当事者の方
18:10～18:15（5分）	事務連絡	
18:15～19:00(45分)	移 動	※チェックインが必要な方はこの時間をご利用ください。
19:00～21:00	情報交換会	会場：ホテル グランドパレス

関係機関のみ

【2日目】平成31年1月25日（金）

○専門研修

会場：ホテルグランドパレス諫早

時 間	プログラム	内 容
8:50～9:00（10分）	事務連絡	
9:00～11:50 （170分） ※休憩を含む	演 習	グループワーク 『見え方・考え方 ～ぶつかり稽古・長崎巡業～』 ファシリテーター 伊豆丸 剛史 (全国地域生活定着支援センター協議会 事務局長)
11:50～12:00（10分）	閉会挨拶	大久保 等 (全国地域生活定着支援センター協議会 九州ブロック長)

九州ブロック専門研修会

“やさしい”社会のつくり方

「再犯防止」を「加害者も被害者も生まない社会づくり」、すなわち「誰もが生きやすい“やさしい”社会づくり」ととらえ、『“やさしい”社会のつくり方』をテーマに、九州ブロック研修会を開催する運びとなりました。関係機関・団体等だけではなく、自治体や地域住民の方々にも広くご参加いただき、本研修会を『“やさしい”社会』を広げる契機にしていければ幸いです。

平成31年1月24日 木

受付：12：30～ 開会：13：30～

対象： 罪を犯した人たちの立ち直りの取り組みに携わっている方、興味がある方、専門家、専門職、学生、地域の皆さん等々、どなたでも参加可能！

参加費： 500円（※情報交換会の会費は、別途5,000円程度徴収させていただきます。）

定員： 300名

会場： ホテルグランドパレス諫早
(〒854-0061 諫早市宇都町3-35)

行政報告

- ①法務省 大臣官房秘書課 企画再犯防止推進室
- ②長崎県 福祉保健部 福祉保健課

基調講演

泉房穂氏

兵庫県明石市 市長

『明石市における更生支援の取り組みについて
～やさしい社会を明石市から～』



泉房穂 (いずみ ふさほ)

昭和38年 兵庫県明石市生まれ。

東京大学教育学部を卒業後、NHKディレクターを経て、弁護士に。平成15年 衆議院議員に当選。

犯罪被害者等基本法の制定や介護保険法の改正に携わる。

平成19年 社会福祉士の資格を取得。

日本社会福祉士会 リーガル・ソーシャルワーク委員会の立ち上げに携わる。播磨社会復帰促進センターの初代篤志面接委員として活動。

平成23年 5月 明石市長に就任。現在2期目。

特別講演

谷口仁史氏

認定特定非営利活動法人
NPO スチューデント・サポート・フェイス 代表理事

『アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ』



谷口仁史 (たにぐち ひとし)

佐賀大学文化教育学部卒業。在学中からボランティアで不登校、ニート等の状態にある子ども・若者へのアウトリーチ（訪問支援）に取り組む。卒業後、大学教授ら有志を募り「NPOスチューデント・サポート・フェイス（略称S.S.F.）」を設立。平成30年3月末日現在、委託事業を含む約29万3千件の相談活動、約2万6千件のアウトリーチに携わった他、市民活動団体を含む幅広い支援機関とのネットワークの構築や「職親制度」等社会的受け皿の創出、執筆や講演活動など多彩な活動を通じて、社会的孤立・排除を生まない支援体制の確立を目指している。

セッション 『“やさしい”社会へ！
～長崎青春×長崎純情～』



学生サークル
「長崎多職種連携・たまごの会」



当事者
コウイチさん

長崎多職種連携・たまごの会

コウイチさん

長崎大学医学部生と長崎純心大学地域包括支援学科生とが2015年3月に発足させた。医療や福祉を学ぶ多職種のたまご同士が「生きた知識を教え学びあい、共に育つ場」をつくり、将来の地域包括ケアを支えていく存在になるという目標の下、様々な活動を展開している。

幼少期から色々な生きづらさを抱え、刑務所への服役も経験。平成21年に初めて定着支援センターと出会い、現在は、福祉サービスを利用しながら地域の中で約10年生活。近年では、研修会や大学などで自身の経験を伝える伝道者として、長崎県内外で精力的に活動している。

お申し込み方法 平成30年12月27日 木 まで

▶右のQRコードからお申し込みいただけます。もしくは、別紙「参加申込書」に必要事項をご記入の上、メールまたはFAXにてお申し込みください。
☎ 0957-24-1330
✉ nagasaki-teichaku@airinkai.or.jp

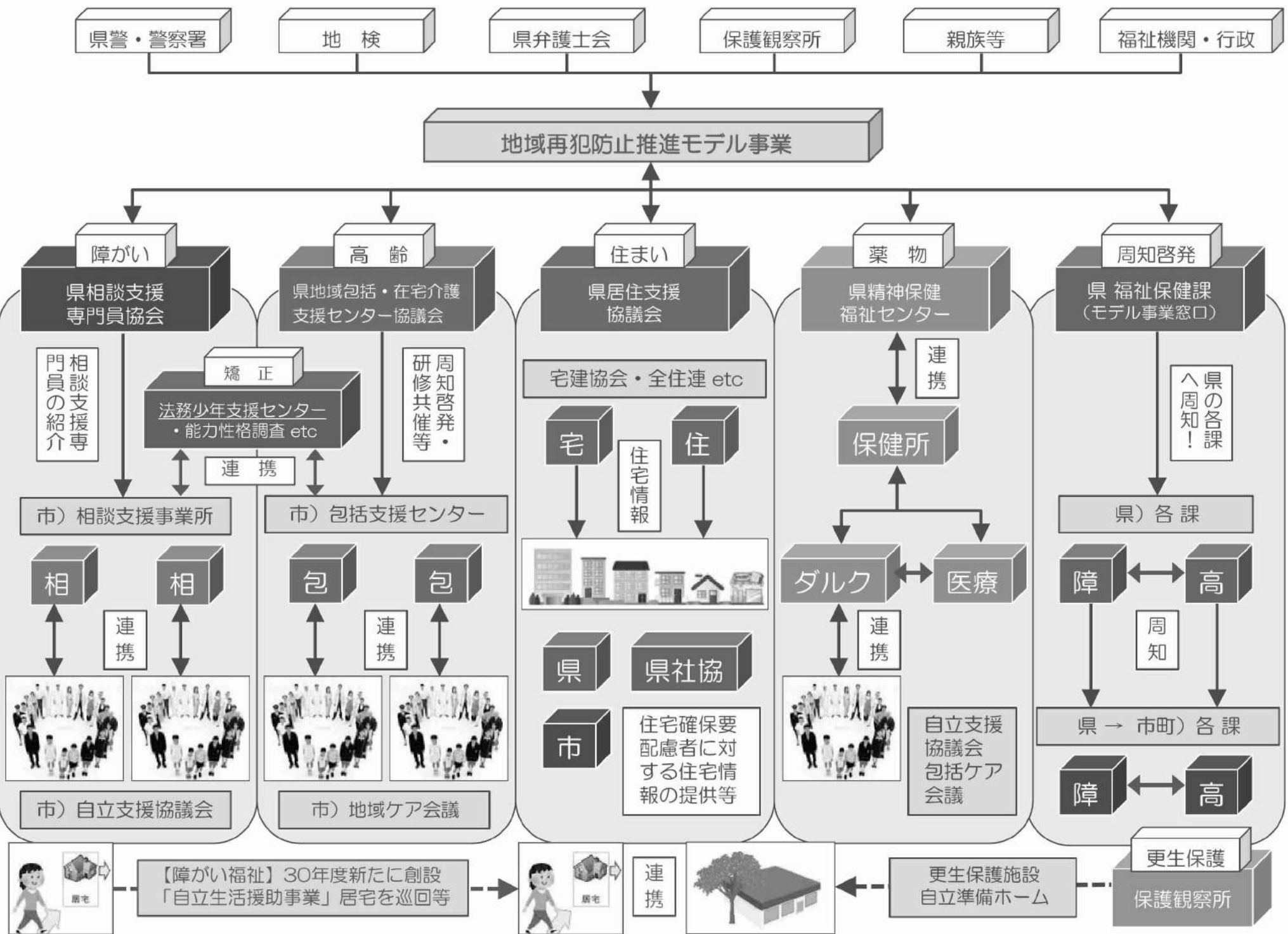


お問い合わせ先

一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
「九州ブロック研修会」事務局
〒854-0001 長崎県諫早市福田町357-1
長崎県地域生活定着支援センター
Tel：0957-23-1332/Fax：0957-24-1330

後援 長崎県／福岡矯正管区／九州地方更生保護委員会／九州地方更生保護施設連盟

「地域再犯防止推進モデル事業」3カ年後の『官民協働ネットワーク図（長崎版）』 H. 30. 7. 10版：長崎定着作成



○行政報告①

岡本 泰弘 氏
(法務省 大臣官房秘書課 企画再犯防止推進室 補佐官)

再犯防止対策の概要

～立ち直りを支える地域のチカラ～

平成31年1月24日（木）
全国地域生活定着支援センター協議会
九州ブロック専門研修会（長崎大会）



本日の内容について

1

近年の再犯防止対策及び再犯の現状について

2

「再犯防止推進法」と「再犯防止推進計画」について

3

国・地方・民間が一体となった再犯防止の推進

4

司法と福祉との連携について

1 近年の再犯防止対策及び再犯の現状について

2

これまでの取組について①

平成15年の刑法犯認知件数は、戦後最悪の約285万件。
また、平成16年末から平成17年にかけて、重大再犯事件が立て続けに発生。
→ 出所者等の再犯防止は、政府全体の課題であるという認識

平成24年 7月 「再犯防止に向けた総合対策」の決定

政府として初めて、再犯防止に関する数値目標を掲げた対策を決定。平成33年（2021年）までに刑務所出所者等の2年以内再入率を20%以上減少させる。（20%→16%）

平成26年12月 宣言「犯罪に戻らない・戻さない」の決定

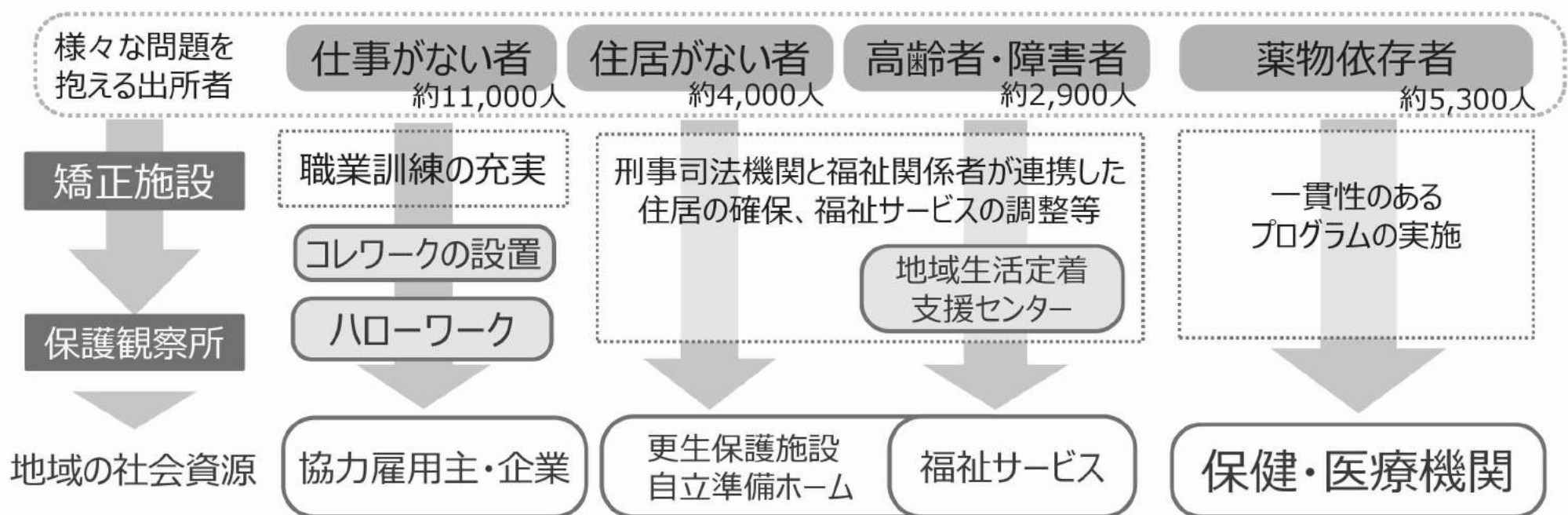
自立に必要な「仕事」と「居場所」の確保のための施策と数値目標を設定。平成32年（2020年）までに協力雇用主を3倍に、適当な帰住先のない者を3割減にする。

平成28年 7月 薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策の決定

薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等が、刑事司法関係機関のみならず、社会においても“息の長い”支援を受けられるようにするための施策を決定。

これまでの取組について②

支援体制の状況について

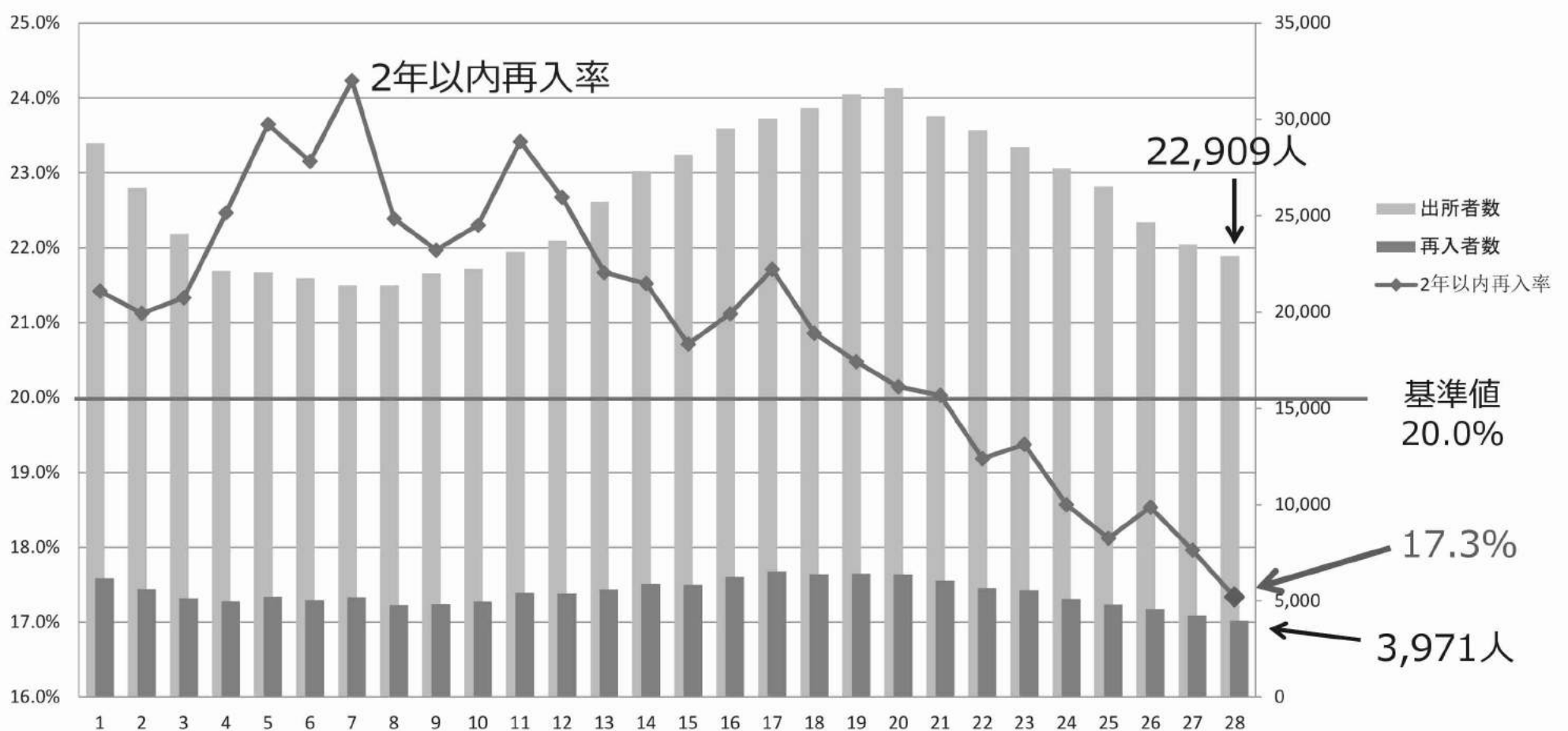


矯正施設・保護観察所の指導・支援が地域の社会資源につながる仕組みを整備

4

これまでの取組の成果について①

刑務所出所者等の2年以内再入率の推移



2年以内再入率は着実に低下している

5

これまでの取組の成果について②

基準値（平成18-22年の平均）と平成28年の出所者の罪名別2年以内再入率

窃盗

27.3% →
22.3%

詐欺

22.9% →
11.5%

覚せい剤

20.4% →
18.7%

傷害・暴行

17.4% →
16.2%

性犯罪

9.4% →
8.0%

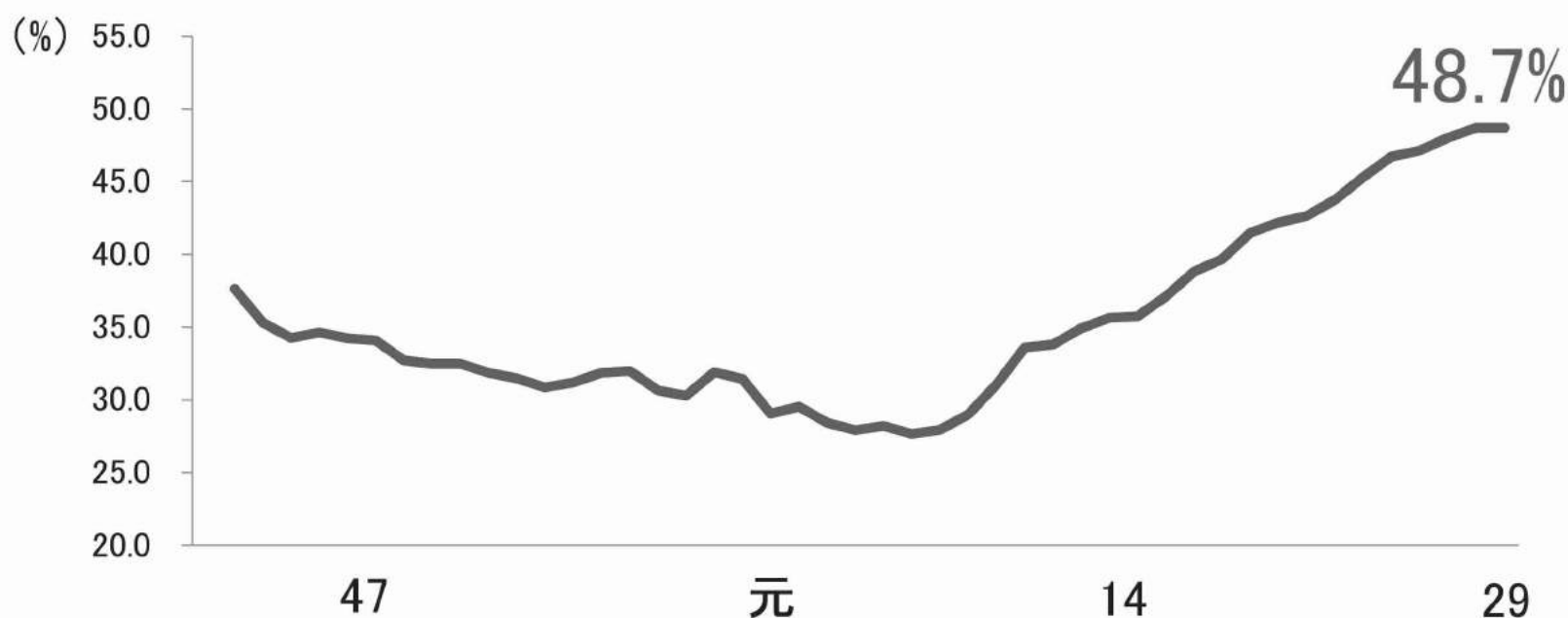
いずれの罪名についても刑務所出所者の
2年以内再入率は低下している

6

再犯の現状について

刑法犯検挙人員のうち再犯者が約5割を占め、
引き続き上昇傾向にある

刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）の推移



(出典: 犯罪白書)

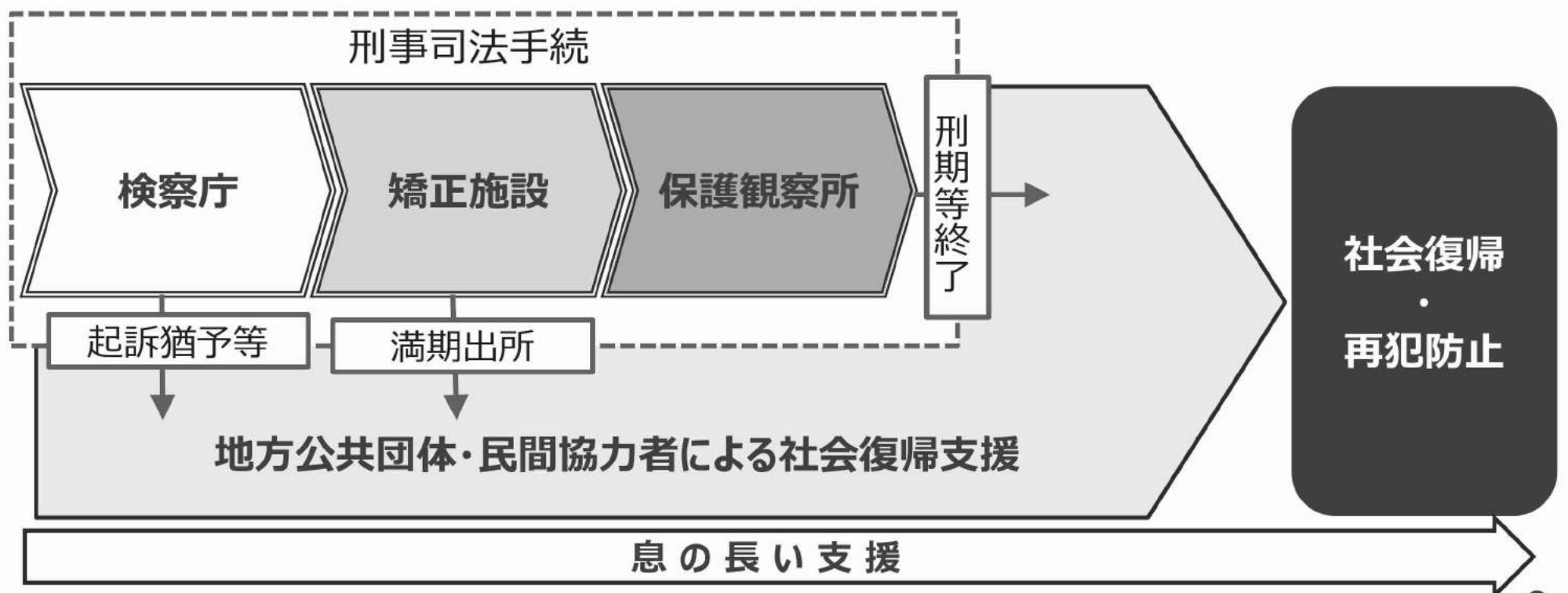
依然、再犯者による犯罪は地域社会の安全・安心に大きな脅威

2 「再犯防止推進法」と「再犯防止推進計画」について

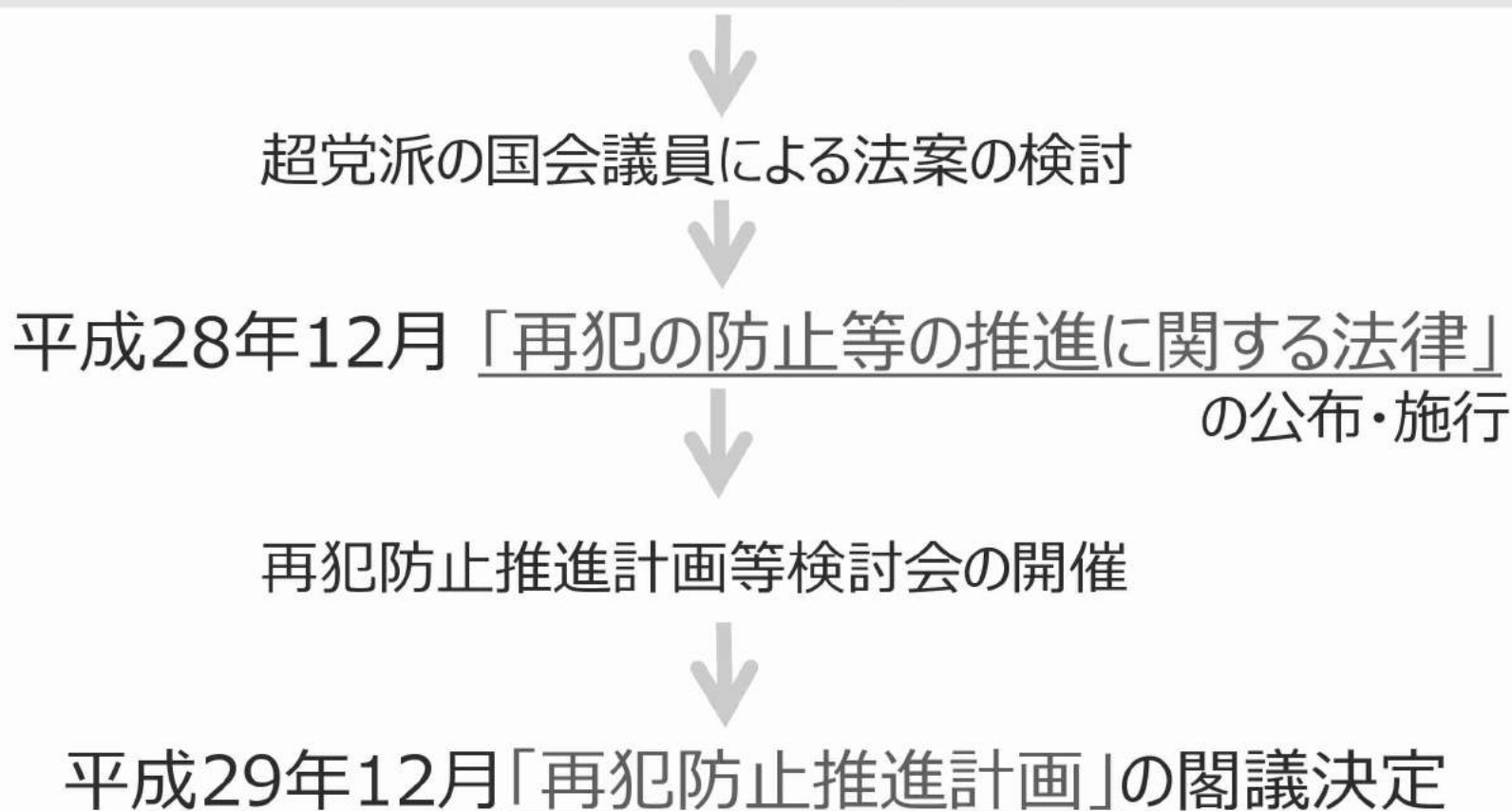
8

「再犯防止推進法」における重要な視点

- 社会で孤立させない円滑な社会復帰に向けた支援
- 切れ目のない「息の長い支援」
- 地方公共団体における再犯防止施策の責務



■再犯防止の直面する主な課題…刑事司法関係機関のみの取組の限界など



「再犯防止推進計画」の骨格

(全 1 1 5 施策)

5つの基本方針

- | | | | | |
|---------------------------------|------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| ①
国・地方・民間
の緊密な連携
協力の確保 | ②
切れ目のない
指導及び支援
の実施 | ③
犯罪被害者等
の存在を十分
に認識して実施 | ④
社会情勢等に
応じた効果的
な施策の実施 | ⑤
広報等による
国民の関心と
理解の醸成 |
|---------------------------------|------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|

7つの重点課題

- | | |
|---------------------------|--------|
| ①就労・住居の確保等 | 3 3 施策 |
| ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等 | 2 4 施策 |
| ③学校等と連携した修学支援の実施等 | 8 施策 |
| ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等 | 2 2 施策 |
| ⑤民間協力者の活動の促進等，広報・啓発活動の推進等 | 1 6 施策 |
| ⑥地方公共団体との連携強化 | 9 施策 |
| ⑦関係機関の人的・物的体制の整備等 | 3 施策 |

成果指標：出所者の2年以内再入者数・再入率 等

①就労・住居の確保等

3 3 施策

- 国による雇用の推進，協力雇用主の受注の機会の増大 等
- 住居提供者に対する支援，公営住宅への入居における特別の配慮，賃貸住宅の供給の促進 等

②保健医療・福祉サービスの利用の促進等

2 4 施策

- より効果的な入口支援のための刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の在り方の検討 等
- 薬物指導体制の整備，海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした効果的な再犯防止方策の検討 等

③学校等と連携した修学支援の実施等

8 施策

- 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実，矯正施設からの進学・復学の支援 等

④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

2 2 施策

- 性犯罪者，ストーカー加害者，再犯リスクの高い暴力団関係者等，可塑性に富む少年・若年者，特有の問題を抱える女性，発達上の課題を有する者等に対するそれぞれの特性に応じた指導等の実施

12

⑤民間協力者の活動の促進等，広報・啓発活動の推進等

1 6 施策

- 若年層を含めた幅広い年齢層の民間協力者の開拓、更生保護サポートセンターの設置の推進 等
- 更生保護事業の在り方の抜本的見直し，民間資金の活用の在り方の検討 等
- 民間協力者に対する表彰 等

⑥地方公共団体との連携強化

9 施策

- 地域のネットワークにおける取組の支援，地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦関係機関の人的・物的体制の整備等

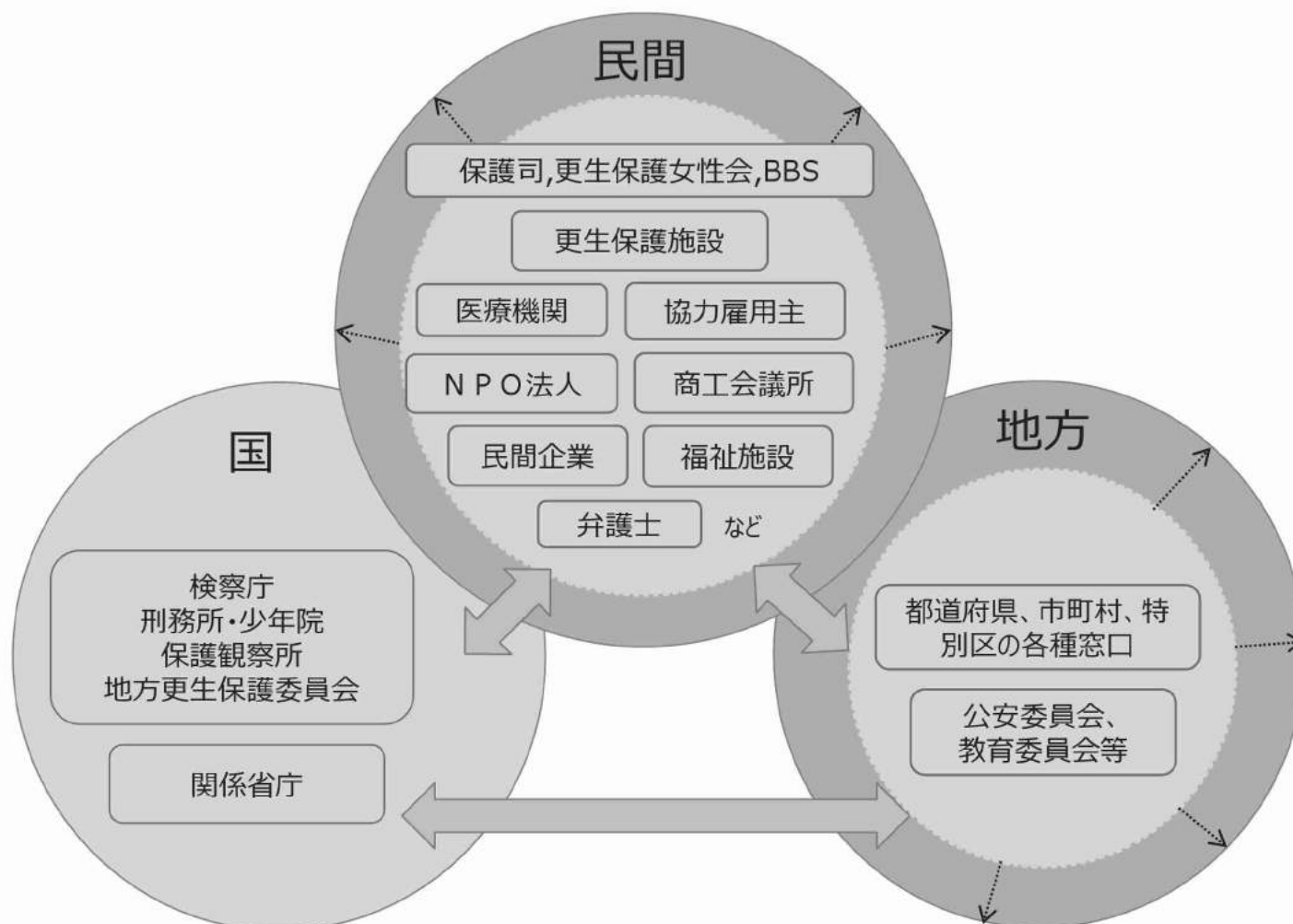
3 施策

- 再犯防止関係機関の職員体制の整備や職員研修の充実，矯正施設の環境整備を実施

3 国・地方・民間が一体となった再犯防止の推進

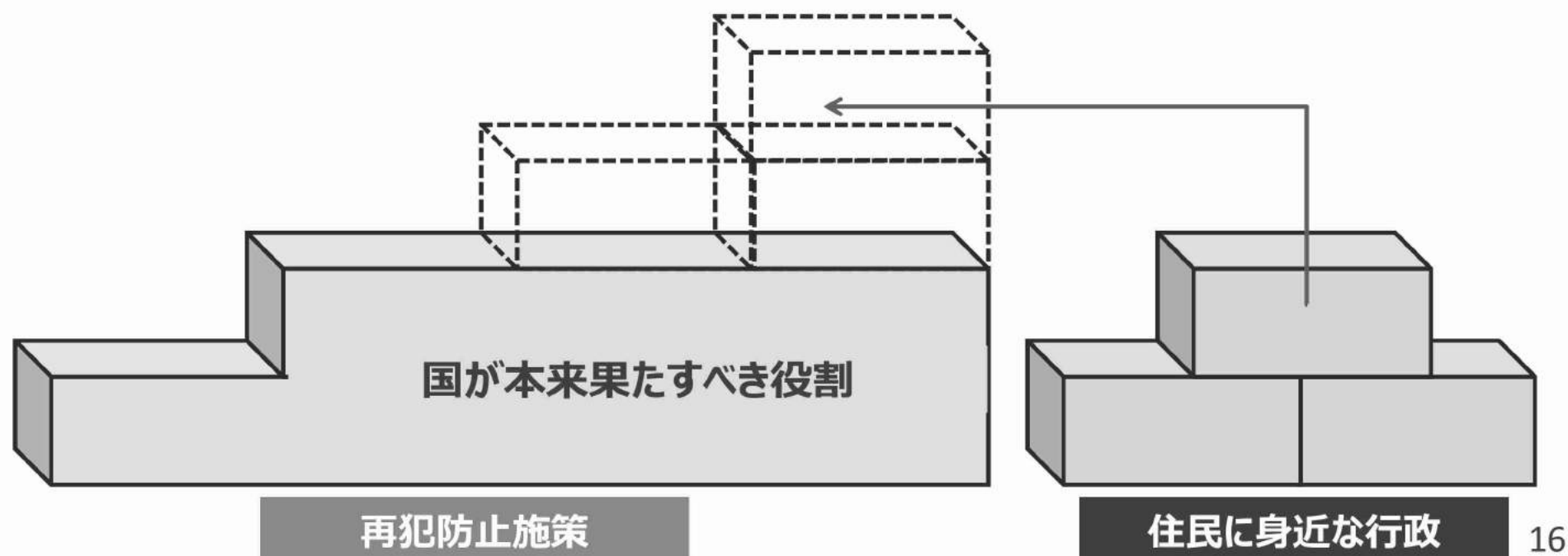
国・地方・民間との連携促進

“息の長い”支援の実現に向け，国・地方・民間の連携を強化する



国と地方との適切な役割分担①

再犯防止のため、国が本来果たすべき役割である「全国的に統一して定めることが望ましい事務」、「全国的な視点で実施すべき施策」の実施を前提に、地方公共団体においても、**再犯防止施策の観点**を踏まえて「**住民に身近な行政**」を実施いただくことが期待されます



国と地方との適切な役割分担②

再犯防止に係る「**住民に身近な行政**」には、

- ・ 犯罪や非行をした人に対する「**行政サービスの提供**」
- ・ 地域の再犯防止に取り組む「**民間協力者の活動支援**」
- ・ 地域住民に対する「**広報・啓発活動**」 等があります

行政サービスの提供

- 生活困窮者に対するセーフティネットの提供
- 保健医療・福祉サービスの提供
- 修学機会の提供
- 必要な行政サービスを適切に受け取ることができるようにするための支援・調整の実施

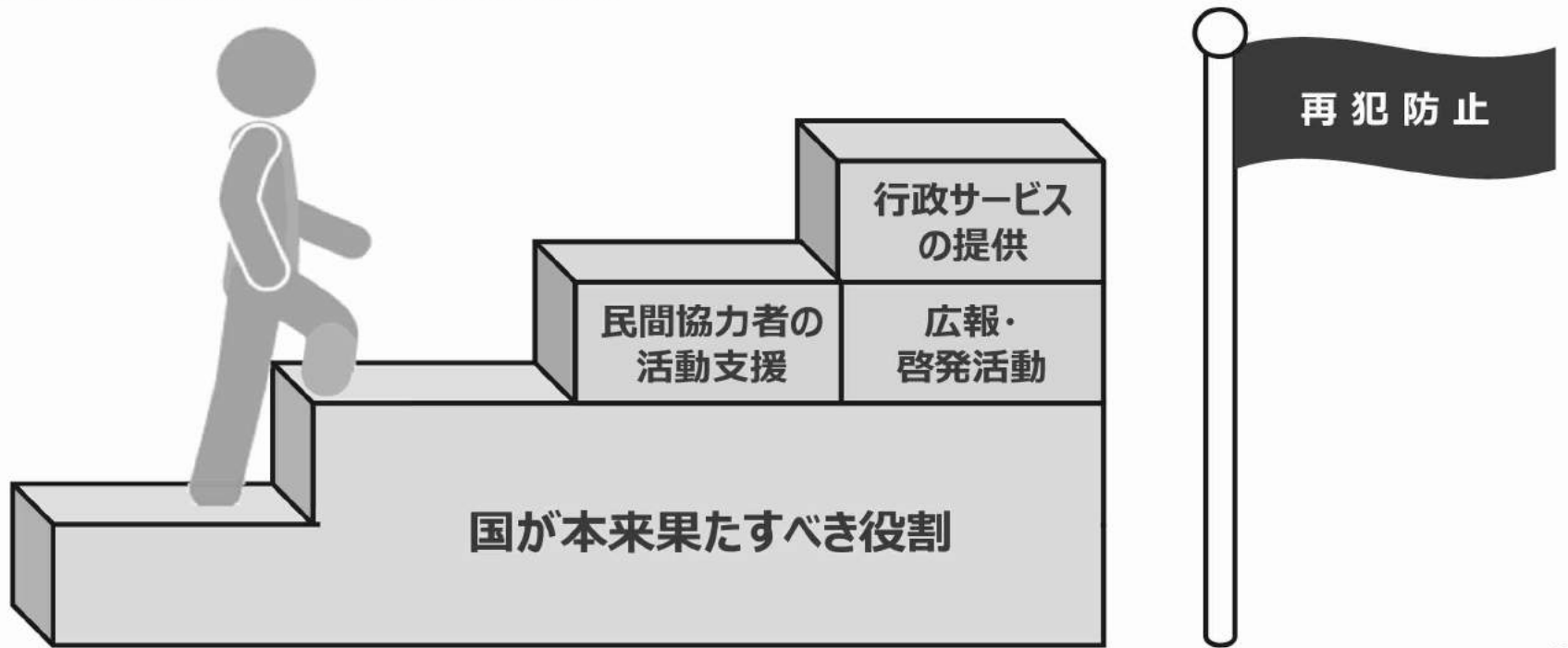
民間協力者の活動支援

- 保護司・協力雇用主等の民間ボランティアに対する支援
- 更生保護施設に対する援助

広報・啓発活動

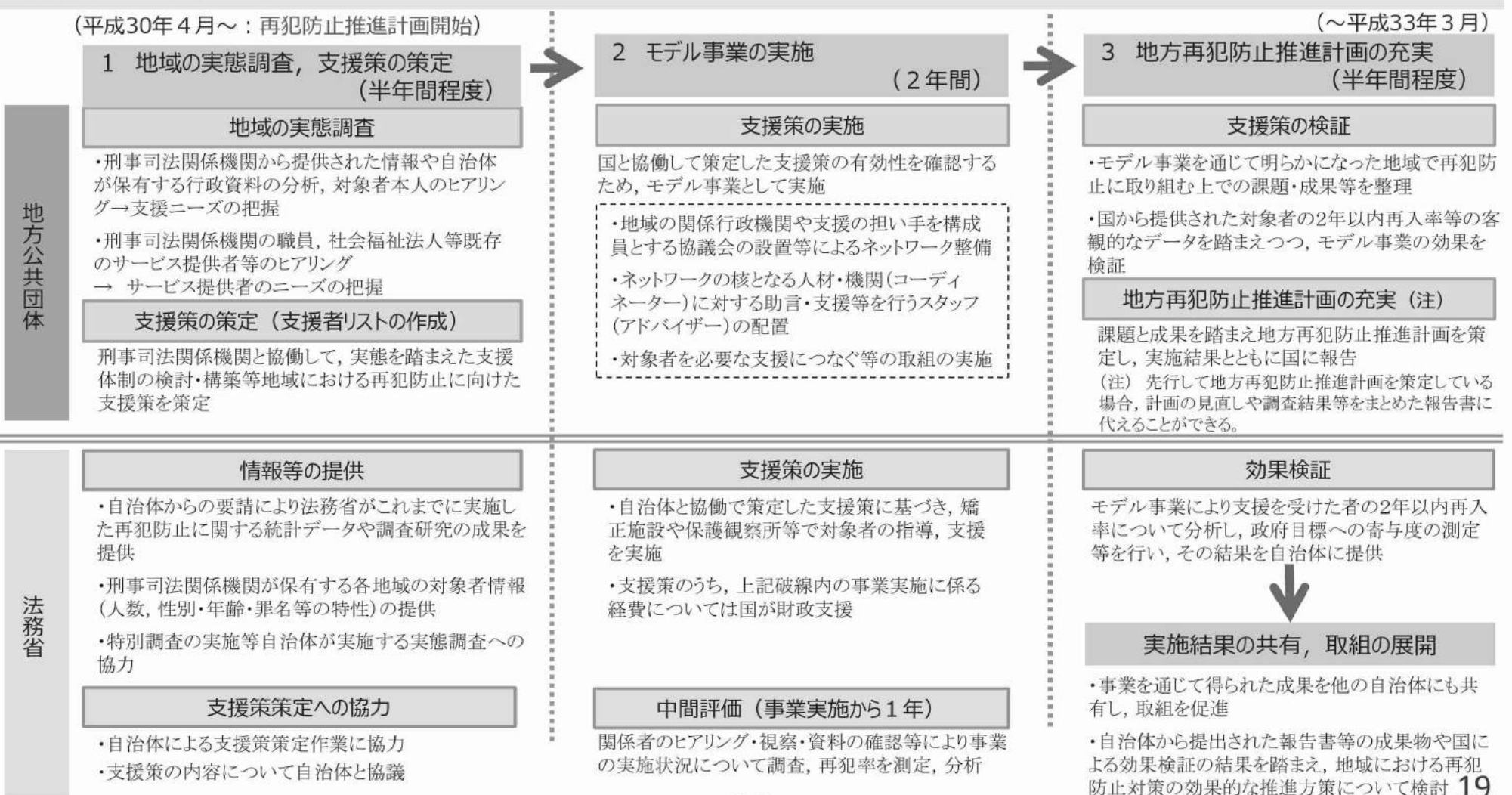
- 再犯防止啓発月間における広報・啓発事業の実施
- “社会を明るくする運動”の実施

国による再犯防止のための取組と、地方公共団体における再犯防止施策の観点から踏まえた「住民に身近な行政」を、国と地方公共団体が緊密に連携して実施することにより、地域における効果的な再犯防止が実現します



地域再犯防止推進モデル事業の全体概要

- 再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国・地方公共団体が連携した効果的な再犯防止対策を講じることが求められているが、モデルとなる事例はない。
- 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地域再犯防止推進計画の充実といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施。



民間協力者の活動促進①

国民の理解に基づき、民間協力者（団体）の活動を促進する

体制整備 活動促進

- 民間ボランティアの確保
- 民間ボランティアの活動に対する支援の充実
- 更生保護施設による活動の促進等

国民の理解・関心を深める

広報・啓発活動

- 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進
- 民間協力者に対する表彰

民間協力者の活動促進②

再犯防止活動への民間資金等の活用のための調査研究

1 政府方針

- 再犯防止推進計画(平成29.12 閣議決定)
 - 再犯防止活動への民間資金の活用の検討
 - 社会的成果(インパクト)評価に関する調査研究
 - 成長戦略(平成30.6 閣議決定)
 - 行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政の効率化等を実現する仕組みである成果連動型民間委託契約方式について、その活用と普及を促進する
 - 骨太の方針(平成30.6 閣議決定)
 - 「再犯防止推進計画」に基づき…民間資金活用…を強化する
- 平成31年度までに結論を出す必要あり

2 基本的考え方

- 成果連動型民間委託契約とは、業務を履行した結果、あらかじめ合意した成果目標の達成度合いに応じて支払額が変わる契約
- 成果連動型委託契約方式のうち、外部の民間資金を活用した官民連携による社会課題解決の仕組みを、SIB(Social Impact Bond)という
- 政府方針を踏まえ、SIBの実施を強力に推進していく必要
 - ※米国や英国、国内では神戸市等において実施実績あり
- SIBの先行導入事例の多くは、社会的成果評価の仕組みを導入
 - ※社会的成果評価とは、事業の効果を定量的・定性的に把握し、事業や活動について価値判断を加えること

3 SIB導入の意義

- ①より高い成果の創出
 - ⇒成果に応じた対価が支払われることから、事業者に成果創出の強いインセンティブが働き、効果的な事業を実施
- ②行政コストの削減
 - ⇒成果が上がらない場合、得られた成果に応じた対価のみを支払えばよい
- ③再犯防止に係る民間事業者の取組手法の把握・検討が可能に
 - ⇒成果目標を明確化した上で、達成方法については民間事業者の工夫や知見に委ねることにより、こうしたノウハウが国に蓄えられ、今後の事業に活用することが可能

4 SIB導入の課題

- ・どのような事業を実施するか
- ・どのような成果目標を設定するか
- ・事業者や第三者機関の設定
- ・資金提供者の募集 等

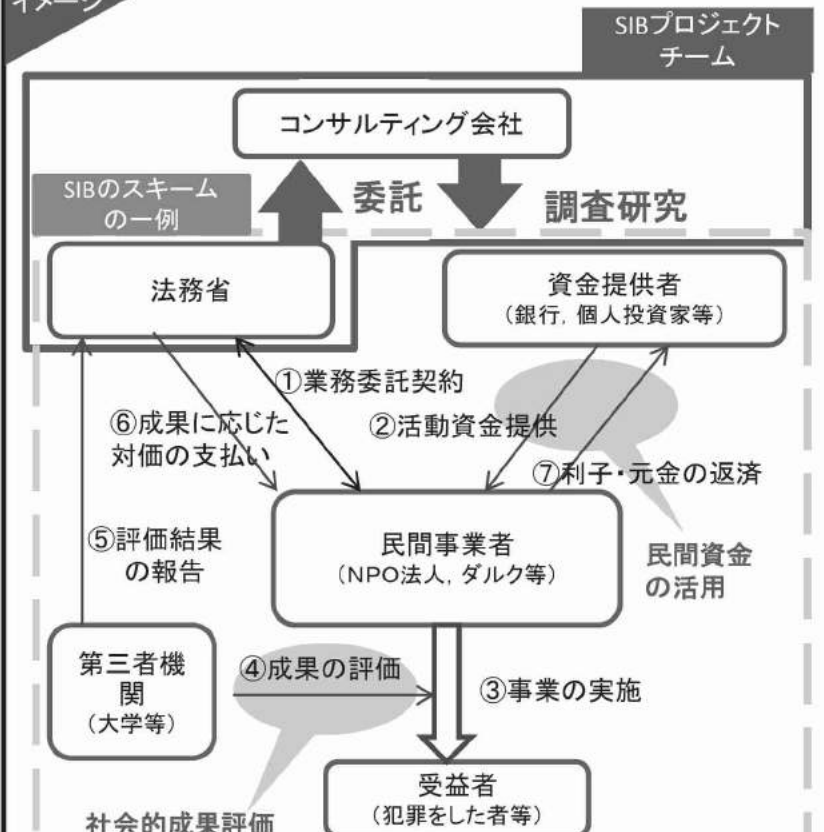


これらの課題を解決するための知見が国にはない

5 対策

- ・コンサルティング会社に、再犯防止に係るSIBのスキーム作りの調査研究を委託
- ・調査研究の結果を踏まえ、省内のPTで検討

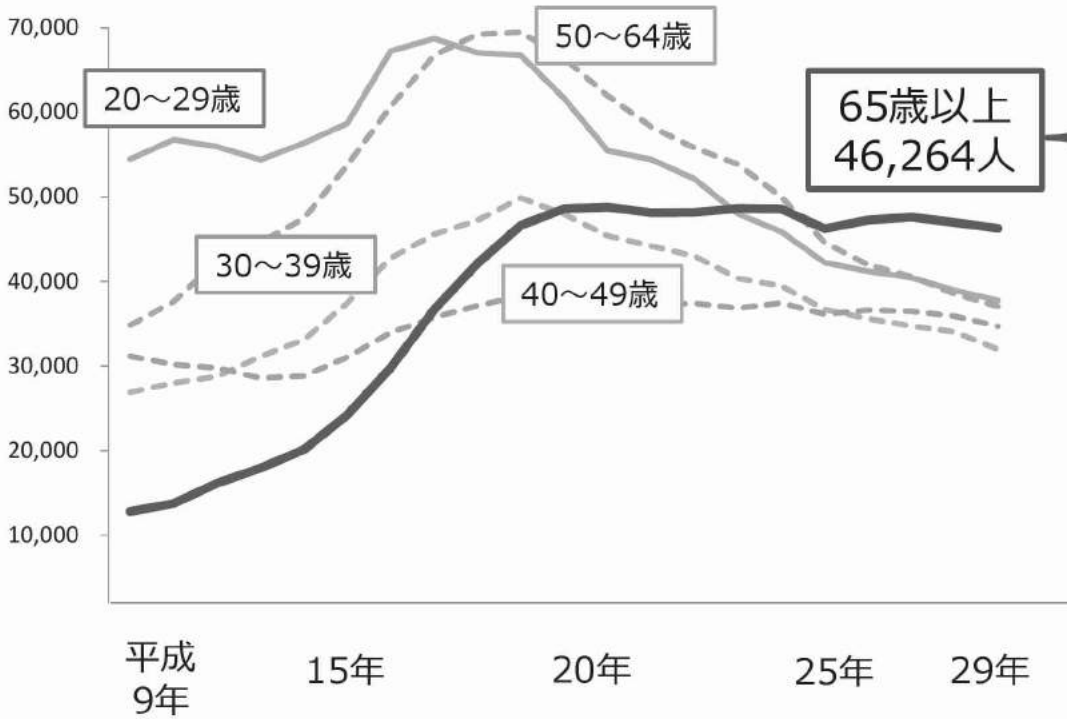
実施イメージ



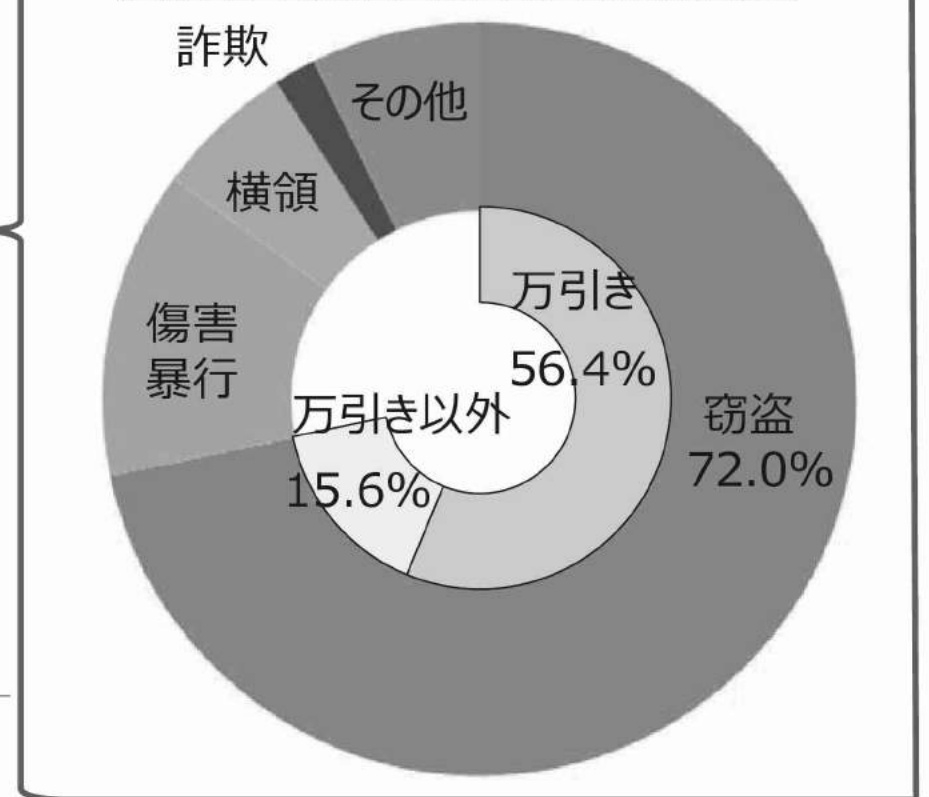
4 司法と福祉との連携について

高齢者による犯罪・再犯①

年齢層別検挙人員の推移



高齢者の検挙人員の罪名別構成比

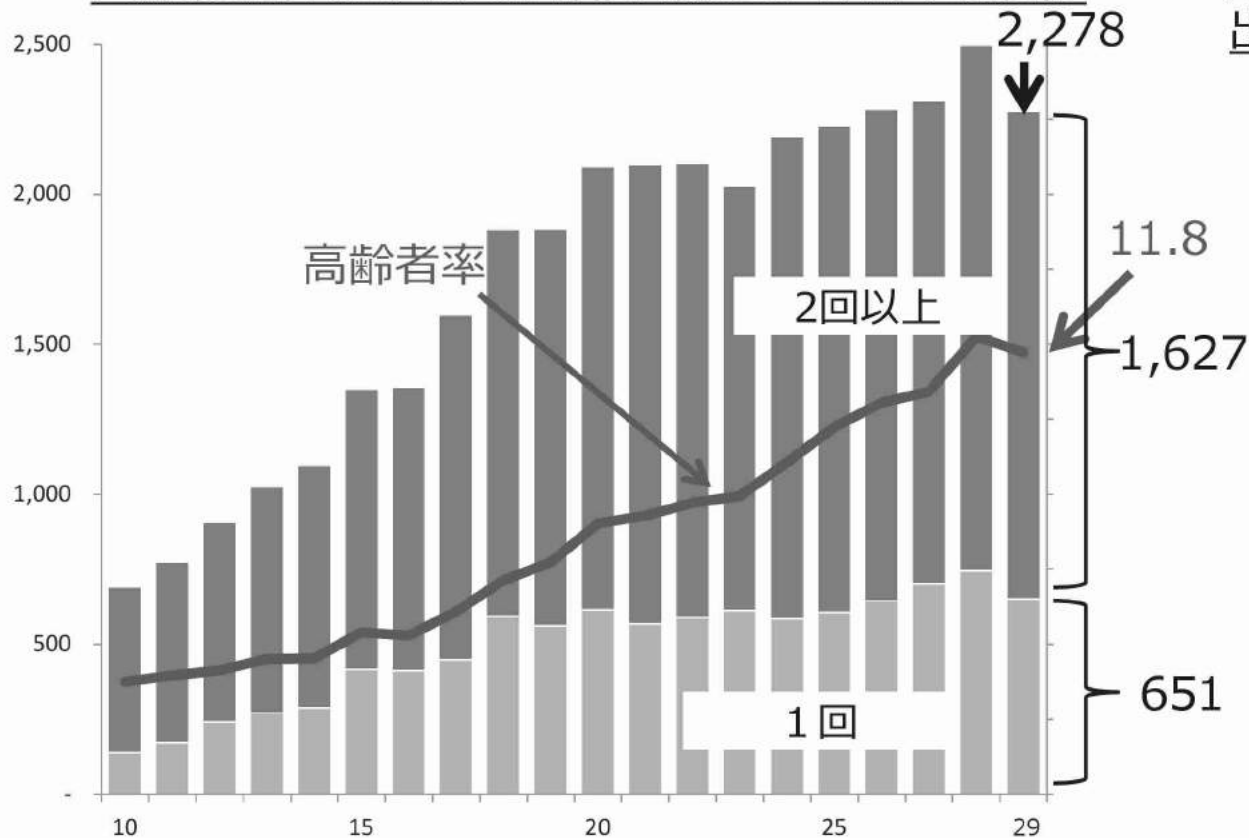


高齢者層の検挙人員は最も多い

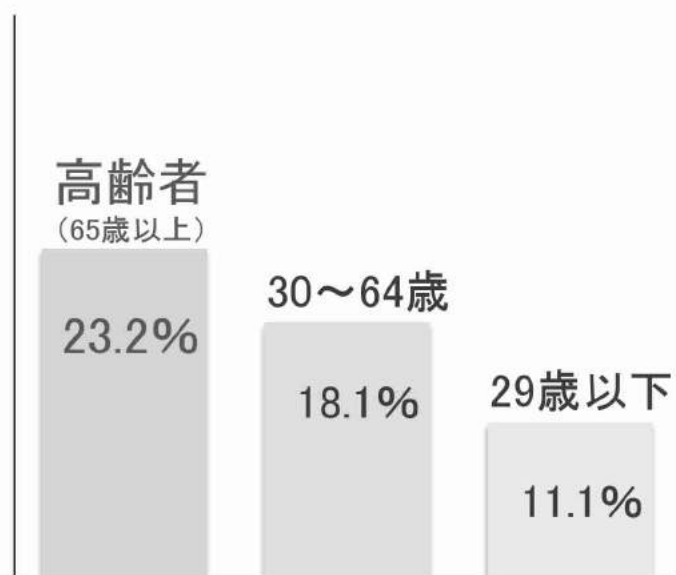
高齢者の犯罪は窃盗、特に万引きが多い

高齢者による犯罪・再犯②

入所受刑者に占める高齢者数とその割合の推移



平成27年の出所受刑者の出所後2年以内再入率 (年齢層別)

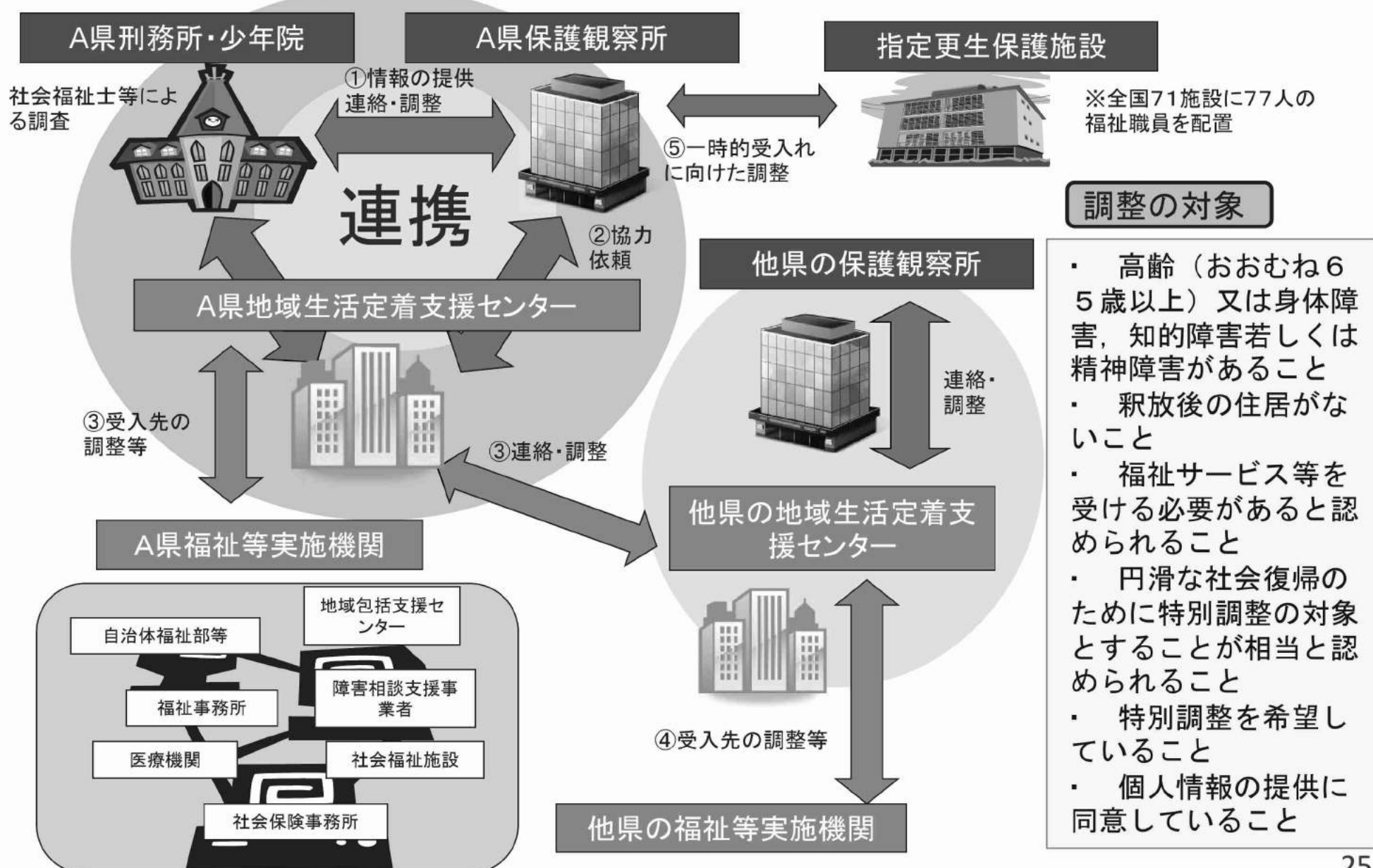


※全年齢層の平均は、18.0%

(出典:平成29年法務省調査)

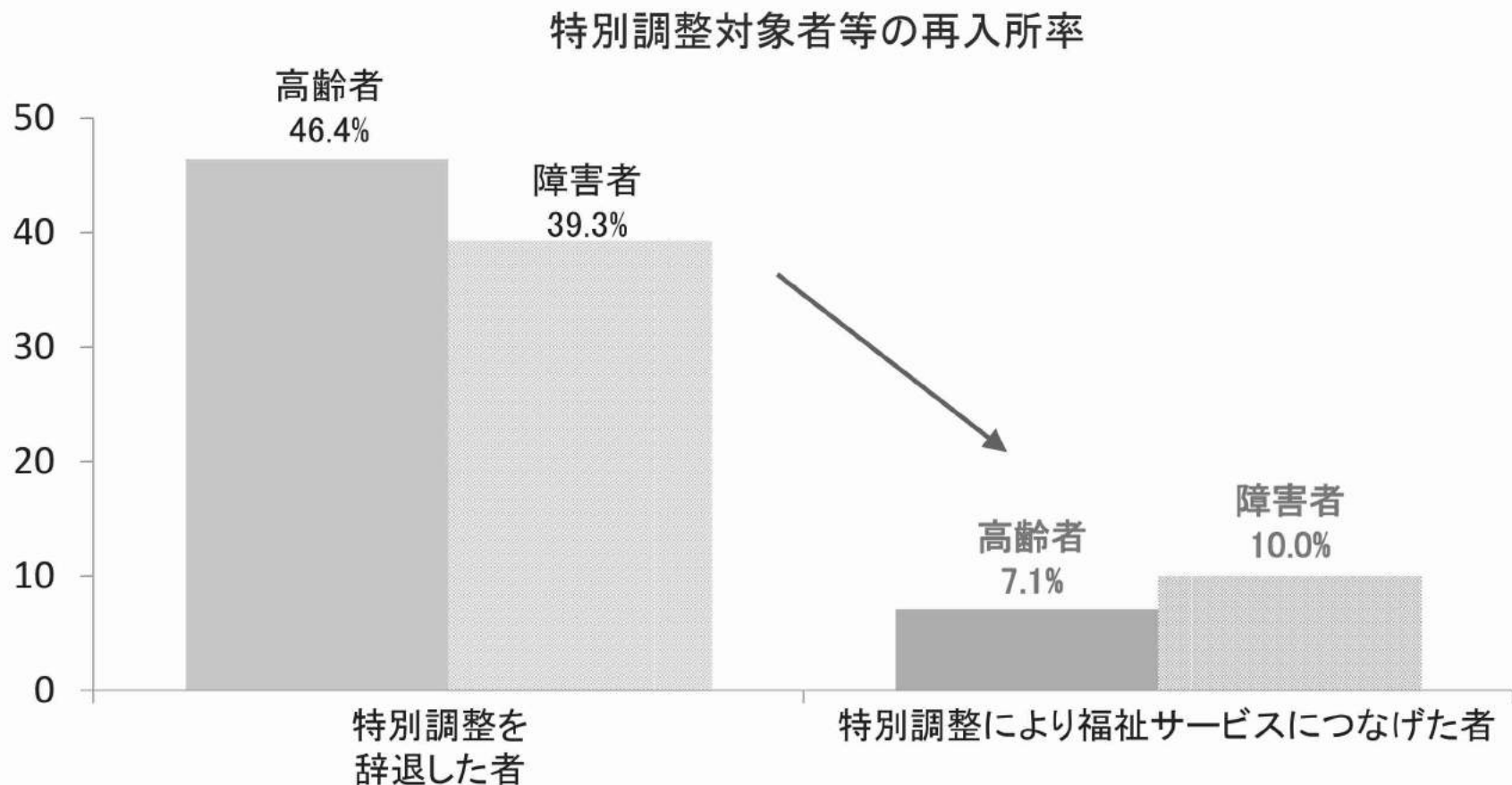
近年、高齢受刑者が大幅に増加し、特に2回以上の受刑歴を持つものが増加
 高齢者の2年以内再入率は、他の年代と比べて高い

これまでの取組について①～福祉との連携 (特別調整) ～



これまでの取組について①～福祉との連携（特別調整）～

特別調整による支援を実施すると、再犯に至るおそれが大きく減少することが明らかとなっています



（出典：平成26年法務省調査）26

これまでの取組について②～福祉との連携（入口支援）～

概要

- 障害のある又は高齢の被疑者等福祉的支援を必要とする者について、検察庁、保護観察所、弁護士、福祉機関等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しするなどの取組である。
- 矯正施設退所者を対象とした出口での支援に対して、刑事司法の入口の段階で、起訴猶予者等に対して、福祉的支援につなげるなどの支援を行うことをいう。

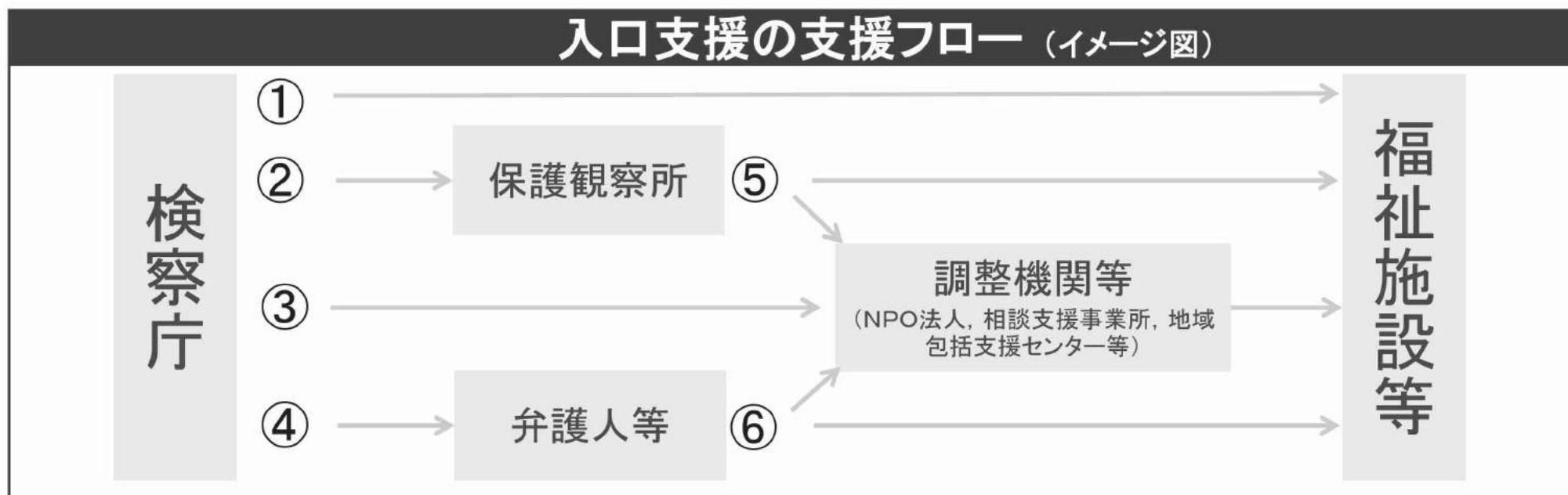
法務省における入口支援の取組の経緯

- 平成21年度に開始された出口支援の取組を継続する中で、刑務所に入所する前の段階における支援（入口支援）の必要性が認識される中、東京地方検察庁において、試行期間を経て、平成25年4月に社会福祉士をアドバイザーとして配置するなどして、社会復帰支援室を立ち上げ、その他の地方検察庁でも、順次、入口支援等を担当する職員を配置。また、平成28年度には、最高検察庁に刑事政策推進室を配置。
- 平成25年度から、地方検察庁と保護観察所が連携して、起訴猶予者に対し、更生緊急保護制度を活用した試行を開始し、現在は、更生保護施設等で受け入れ、就労支援や福祉サービスの調整等を行う取組（更生緊急保護の重点実施）を試行的に実施。
- 平成30年度から、入口支援に取り組むための特別支援ユニットを設置した保護観察所（現在19庁）において、福祉的支援等のニーズがある対象者に対して、関係機関等と連携し、福祉サービスの調整、継続的な生活指導等を実施。



入口支援は、現在、取組の幅が広がっており、様々な支援フローにより実施されている

これまでの取組について②～福祉との連携（入口支援）～



➡ 入口支援の支援フローには、大きく分けて、6つのパターンがある

（各パターンの起点は、①～④が検察庁、⑤が保護観察所、⑥が弁護士等）

- ①：検察庁が自ら調整等を行い、福祉施設等につなぐ
- ②：検察庁が保護観察所に依頼し、保護観察所が必要に応じて調整機関等とも連携し、福祉施設等につなぐ
- ③：検察庁が調整機関等に依頼し、調整機関等が福祉施設等につなぐ
- ④：検察庁が弁護士等に依頼し、弁護士等が必要に応じて調整機関等とも連携し、福祉施設等につなぐ
- ⑤：保護観察所が直接又は調整機関等と連携して福祉施設等につなぐ
→ 支援対象者が保護観察所に相談し、当該保護観察所が福祉施設等につなぐもの
- ⑥：弁護士等が直接又はコーディネーター等と連携して福祉施設等につなぐ
→ 弁護士等が更生支援計画書の作成を社会福祉士等に依頼等し、福祉施設等につなぐもの

28

これまでの取組について②～福祉との連携（入口支援）～

なぜ、刑事司法の入口段階で支援を行う必要があるのか

- 一般刑法犯の検挙者のうち、再犯者数は約半数を占めており、再犯防止対策は、あらゆる刑事手続の段階で実施すべき課題である。
- 矯正施設からの出口支援（特別調整）の取組が一定の成果を上げていることも踏まえ、再犯防止推進計画では、刑事司法の入口段階での効果的な入口支援の実施が掲げられている。
- 入口支援の対象である起訴猶予者等の多くは、比較的軽微な犯罪（万引き、無銭飲食等）で、犯罪傾向が進んでおらず、犯罪の常習化を防ぐためにも、早期介入による支援が不可欠である。

なぜ、高齢・障害等を抱えた犯罪をした者に特別の支援を行う必要があるのか

高齢・障害等を抱えた犯罪をした者の多くは、①～③の問題性を有していること、福祉・医療機関等に犯罪をした者への偏見などから支援に協力が得られにくいことがあるため、特別の支援が必要である。

- ① 福祉等の支援を受けるための環境等が整っていない。
 - ・ 自分に障害等があるという認識がない、福祉サービス等の知識がない、福祉への誤解がある、就労や住居がないなどの課題を抱えている。
- ② 多くの課題を抱え、それが複雑に重なりあっている。
 - ・ 生活困窮、健康不安、低学歴、各種依存症（薬物、酒、ギャンブル等）など、多くの課題を複合的に抱えている。
- ③ 地域で孤立している。
 - ・ 身近な支援者（家族等）がおらず、また、趣味、その他の社会活動等を含めて、地域で人との繋がりがなく孤立している。

29

福祉関係者の役割の重要性に鑑み、特に以下の点にご協力願いたい

■ 犯罪をした者等の理解と受入れ

－対象者のニーズの理解／受入れ／その後の環境調整やフォローアップ

■ 地域のネットワークへの参画

－国，地方公共団体，民間協力者等がネットワークを構築し，情報共有を行うとともに，それぞれの持ち味を最大限に発揮

■ 広報・啓発活動へのご協力

－罪を犯した人であっても立ち直ることができる社会を実現するため，一人でも多くの方にご理解とご協力をしていただくことが必要

30

終わりに

犯罪をした者等の社会復帰を促進し、再犯を防止することは、新たな被害者を生まない、地域社会の安全・安心につながります

犯罪をした者等の立ち直り・再犯防止について

引き続き、ご理解・ご支援いただきますようお願いいたします

○行政報告②

渡辺 大祐 氏
(長崎県 福祉保健部 福祉保健課 課長)

平成30年9月13日

法務省大臣官房秘書課長 殿

団体名 長崎県
所在地 長崎市尾上町3番1号

代表者職名 長崎県知事
代表者氏名 中村 法道

地域再犯防止推進モデル事業について、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

- 1 委託期間 契約を締結した日から平成33年3月31日まで
- 2 委託予定額
- 3 取組の名称 長崎“やさしい社会”への再犯防止・立ち直り支援事業
- 4 地域の実態調査とモデル事業実施計画の策定関係

ア 実態調査の目的

- ①長崎県地域生活定着支援センターの支援で県内に帰住した305名の出口支援及び入口支援の対象者について、
 1. 再犯に至った者とそれ以外の対象者に着目し、その差がどういった理由によるものなのかについて調査する。
 2. 上記305名について、早期の福祉的関与がその後の地域生活等にどのような影響を与えているのかを統計的に明らかにする。
- ②対象者が周囲に対して抱く「自己有用感」等の変化が地域生活定着にどのような影響を与えるのかを分析する。
- ③県内各機関とのネットワークを整理統合し、今後の支援をより円滑に進めていくことを目的に「支援者リスト」等として体系化する。

イ 実態調査の対象・方法

<ul style="list-style-type: none"> ・対象：①-1. 定着支援センターが支援し長崎県内に帰住した、出口支援及び入口支援の対象者305名(平成29年度末では309名)のうち、再犯し再度の受刑に至った対象者 ①-2. 定着支援センターが支援し長崎県内に帰住した、出口支援及び入口支援の対象者305名(平成29年度末では309名) ②特別調整対象者で県内に帰住した者のうち、平成28年度に定着支援センターが長崎純心大学と協働した「自己有用感調査」の対象者 ③「ながさき福協会(福祉的支援協力事業所協議会)」会員や「運営推進委員会」等をはじめとする県内の各関係機関 <ul style="list-style-type: none"> ・方法：①潮谷有二教授(長崎純心大学)を定着支援センターに招聘しワーキングチームを立ち上げ、同センターがもつ支援の実績データを統計解析ソフトSPSSを使用し分析する。また、関係する国機関(保護観察所や地検等)から情報収集を行う。 ②「自己有用感調査」の結果を、同じく潮谷教授の指導の下、SPSSを使い分析する。 ③「ながさき福協会(福祉的支援協力事業所協議会)」会員や「運営推進委員会」等の県内の各関係機関の情報を整理統合・視覚化し、体系化する。

ウ 実態調査の実施・モデル事業実施計画書の検討体制

	関係機関・団体の名称	担当者の役職・氏名
1	社会福祉法人 南高愛隣会	
2	長崎純心大学	潮谷 有二 (社会福祉学)
3	運営推進委員会(地域生活定着支援センター)	
4	ながさき福協会(福祉的支援協力事業所協議会)(事務局:社会福祉法人 民生会)	
5	長崎刑務所	
6	佐世保刑務所	
7	佐世保学園	
8	長崎少年鑑別所	

エ 意見聴取等を行う学識経験者（予定）

	氏名	所属・役職等
1	潮谷 有二 氏	長崎純心大学 教授
2		

5 モデル事業の実施関係

(1) 事業の目的

① 高齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組

- ・ 県相談支援専門員協会や、市町に設置されている障がい者自立支援協議会、また高齢者においては地域包括支援センターが有する地域ケア会議等、全国すべての市町に設置されている官民協働の資源や仕組みを活用した連携モデル（支援スキーム）を構築する。
- ・ 更生保護施設等と福祉・医療等といった地域資源を有効活用したパッケージ型の支援体制を構築する。
- ・ 以上2点を基軸とした連携モデルを構築することで、ひいては全国に適用できるような普遍的な支援体制作りを目指す。

② 薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組

- ・ 再犯者の半数以上が薬物の所持・使用に係る事案であり、地域における再犯防止を進めるうえで、薬物の罪を犯した者の立ち直りの支援は避けて通れないものである。これまで定着支援センター等への依頼数が少なく連携が形づくられていなかった。
- ・ 薬物依存それ自体が精神疾患の一つであることを踏まえ、障がい福祉サービスや長崎ダルク等の福祉の関係者、精神保健福祉センターや保健所、専門医療機関といった保健医療機関、保護観察所や更生保護施設等の司法機関等が協働し、息長く立ち直りを支援していくための官民協働の連携モデル（支援スキーム）等の礎を構築する。

③ 犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組

- ・ 罪を犯した者の多くが、集団生活が苦手で身寄りがなく、保証人もいないため、単身住居を確保することは容易でない。この点を踏まえ、県居住支援協議会へ参画する等し、それに加えて単身生活に移行した者への定期巡回を行う自立生活援助事業等とも連携することで、官民協働による連携体制（支援スキーム）を構築する。

(2) モデル事業の対象（想定対象者数）と取組の内容

①高年齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組

- ・対象者：平成30年度に定着支援センターが依頼を受けた入口支援の対象者（前年度実績：40件）
- ・内容：1. 罪を犯した障がい者への支援に係る県相談支援専門員協会によるワンストップ型支援体制の確立、それに向けた連携事例の蓄積
- 2. 罪を犯した高齢者への支援に係る「地域ケア会議」及びその核となる「地域包括支援センター」との連携実績増による官民協働体制の構築
- 3. 更生保護施設と地域資源の連携による支援事例の蓄積

②薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組

- ・対象者：薬物依存のある犯罪をした対象者（入口支援及び出口支援）（前年度実績：9件）
- ・内容：1. 保護観察所や更生保護施設、長崎ダルク、専門医療機関等との連携事例の蓄積と、それらを基礎とした対象者のニーズや支援上の課題等の抽出
- 2. 県精神保健福祉センターや保健所等を巻き込んだ官民協働の連携モデル（支援スキーム）の構築

③犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組

- ・対象者：平成30年度に定着支援センターの支援で単身生活へ移行する入口支援及び出口支援の対象者（前年度実績：26名）
- ・内容：1. 県居住支援協議会へ参画する等し、単身生活へ移行する対象者に対する住宅及び住宅情報提供等の支援の実施
- 2. 自立生活援助事業等と連携し、単身生活者に対する定期巡回等といった福祉的なケアの提供

(3) モデル事業の流れ（業務フロー図）

※別紙参照

(4) モデル事業の推進体制

ア 会議等の名称

モデル事業運営推進協議会

イ 会議等の構成員

	関係機関・団体の名称	担当者の役職・氏名
1	一社) 長崎県医師会	
2	長崎県弁護士会	
3	長崎地方検察庁	
4	長崎保護観察所	
5	長崎県保護司会連合会	
6	長崎県更生保護施設連盟	
7	長崎県県央保健所	
8	長崎県発達障害者支援センター	
9	社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会	
10	長崎県民生委員児童委員協議会	
11	長崎刑務所	
12	佐世保刑務所	
13	佐世保学園	
14	長崎少年鑑別所 他	

平成30年9月13日

法務省大臣官房秘書課長 殿

団体名 長崎県
所在地 長崎市尾上町3番1号

代表者職名 長崎県知事
代表者氏名 中村 法道

地域再犯防止推進モデル事業について、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

- 1 委託期間 契約を締結した日から平成33年3月31日まで
- 2 委託予定額
- 3 取組の名称 長崎“やさしい社会”への再犯防止・立ち直り支援事業
- 4 地域の実態調査とモデル事業実施計画の策定関係

ア 実態調査の目的

- ①長崎県地域生活定着支援センターの支援で県内に帰住した305名の出口支援及び入口支援の対象者について、
 1. 再犯に至った者とそれ以外の対象者に着目し、その差がどういった理由によるものなのかについて調査する。
 2. 上記305名について、早期の福祉的関与がその後の地域生活等にどのような影響を与えているのかを統計的に明らかにする。
- ②対象者が周囲に対して抱く「自己有用感」等の変化が地域生活定着にどのような影響を与えるのかを分析する。
- ③県内各機関とのネットワークを整理統合し、今後の支援をより円滑に進めていくことを目的に「支援者リスト」等として体系化する。

イ 実態調査の対象・方法

- ・対象：①-1. 定着支援センターが支援し長崎県内に帰住した、出口支援及び入口支援の対象者305名(平成29年度末では309名)のうち、再犯し再度の受刑に至った対象者
- ①-2. 定着支援センターが支援し長崎県内に帰住した、出口支援及び入口支援の対象者305名(平成29年度末では309名)
- ②特別調整対象者で県内に帰住した者のうち、平成28年度に定着支援センターが長崎純心大学と協働した「自己有用感調査」の対象者
- ③「ながさき福協会(福祉的支援協力事業所協議会)」会員や「運営推進委員会」等をはじめとする県内の各関係機関
- ・方法：①潮谷有二教授(長崎純心大学)を定着支援センターに招聘しワーキングチームを立ち上げ、同センターがもつ支援の実績データを統計解析ソフトSPSSを使用し分析する。また、関係する国機関(保護観察所や地検等)から情報収集を行う。
- ②「自己有用感調査」の結果を、同じく潮谷教授の指導の下、SPSSを使い分析する。
- ③「ながさき福協会(福祉的支援協力事業所協議会)」会員や「運営推進委員会」等の県内の各関係機関の情報を整理統合・視覚化し、体系化する。

ウ 実態調査の実施・モデル事業実施計画書の検討体制

	関係機関・団体の名称	担当者の役職・氏名
1	社会福祉法人 南高愛隣会	
2	長崎純心大学	潮谷 有二 (社会福祉学)
3	運営推進委員会(地域生活定着支援センター)	
4	ながさき福協会(福祉的支援協力事業所協議会)(事務局:社会福祉法人 民生会)	
5	長崎刑務所	
6	佐世保刑務所	
7	佐世保学園	
8	長崎少年鑑別所	

エ 意見聴取等を行う学識経験者（予定）

	氏名	所属・役職等
1	潮谷 有二 氏	長崎純心大学 教授
2		

5 モデル事業の実施関係

(1) 事業の目的

① 高齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組

- ・ 県相談支援専門員協会や、市町に設置されている障がい者自立支援協議会、また高齢者においては地域包括支援センターが有する地域ケア会議等、全国すべての市町に設置されている官民協働の資源や仕組みを活用した連携モデル（支援スキーム）を構築する。
- ・ 更生保護施設等と福祉・医療等といった地域資源を有効活用したパッケージ型の支援体制を構築する。
- ・ 以上2点を基軸とした連携モデルを構築することで、ひいては全国に適用できるような普遍的な支援体制作りを目指す。

② 薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組

- ・ 再犯者の半数以上が薬物の所持・使用に係る事案であり、地域における再犯防止を進めるうえで、薬物の罪を犯した者の立ち直りの支援は避けて通れないものである。これまで定着支援センター等への依頼数が少なく連携が形づくられていなかった。
- ・ 薬物依存それ自体が精神疾患の一つであることを踏まえ、障がい福祉サービスや長崎ダルク等の福祉の関係者、精神保健福祉センターや保健所、専門医療機関といった保健医療機関、保護観察所や更生保護施設等の司法機関等が協働し、息長く立ち直りを支援していくための官民協働の連携モデル（支援スキーム）等の礎を構築する。

③ 犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組

- ・ 罪を犯した者の多くが、集団生活が苦手で身寄りがなく、保証人もいないため、単身住居を確保することは容易でない。この点を踏まえ、県居住支援協議会へ参画する等し、それに加えて単身生活に移行した者への定期巡回を行う自立生活援助事業等とも連携することで、官民協働による連携体制（支援スキーム）を構築する。

(2) モデル事業の対象（想定対象者数）と取組の内容

① 高齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組

- ・ 対象者：平成30年度に定着支援センターが依頼を受けた入口支援の対象者（前年度実績：40件）
- ・ 内 容：1. 罪を犯した障がい者への支援に係る県相談支援専門員協会によるワンストップ型支援体制の確立、それに向けた連携事例の蓄積
- 2. 罪を犯した高齢者への支援に係る「地域ケア会議」及びその核となる「地域包括支援センター」との連携実績増による官民協働体制の構築
- 3. 更生保護施設と地域資源の連携による支援事例の蓄積

② 薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組

- ・ 対象者：薬物依存のある犯罪をした対象者（入口支援及び出口支援）（前年度実績：9件）
- ・ 内 容：1. 保護観察所や更生保護施設、長崎ダルク、専門医療機関等との連携事例の蓄積と、それらを基礎とした対象者のニーズや支援上の課題等の抽出
- 2. 県精神保健福祉センターや保健所等を巻き込んだ官民協働の連携モデル（支援スキーム）の構築

③ 犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組

- ・ 対象者：平成30年度に定着支援センターの支援で単身生活へ移行する入口支援及び出口支援の対象者（前年度実績：26名）
- ・ 内 容：1. 県居住支援協議会へ参画する等し、単身生活へ移行する対象者に対する住宅及び住宅情報提供等の支援の実施
- 2. 自立生活援助事業等と連携し、単身生活者に対する定期巡回等といった福祉的なケアの提供

(3) モデル事業の流れ（業務フロー図）

※別紙参照

○基調講演

「明石市における更生支援の取り組みについて
～やさしい社会を明石から～」

泉 房穂 氏（明石市長・社会福祉士 弁護士）

○講師プロフィール○



泉 房穂 (いずみ ふさほ)

明石市長 / 社会福祉士 / 弁護士

昭和 38 年 8 月 兵庫県明石市生まれ。

東京大学教育学部を卒業後、NHK ディレクターを経て、弁護士に。

平成 15 年 衆議院議員に当選。

犯罪被害者等基本法の制定や介護保険法の改正に携わる。

平成 19 年 社会福祉士の資格を取得。

日本社会福祉士会 リーガル・ソーシャルワーク委員会の立ち上げに携わる。

播磨社会復帰促進センターの初代篤志面接委員として活動。

平成 23 年 5 月 明石市長に就任。現在 2 期目。

明石市における 更生支援の取り組みについて

～やさしい社会を明石から～

いずみ 泉 ふさほ 房穂

明石市長・社会福祉士・弁護士

1

今日の講演の流れ



- 一 私と更生支援のかかわり
- 二 明石市における**更生支援のポイント**
- 三 取り組みの**三本柱**
- 四 **全国初の条例化**に向けて
- 五 更生支援に関連する**施策**
- 六 “**やさしい社会**”を明石から

2

自己紹介

泉 房穂(いずみ ふさほ)

- 1963年 明石生まれ
- 社会福祉士
- 弁護士
- 元衆議院議員
超党派での議員立法制定に奔走
- 元NHKディレクター
- 2011年より明石市長 (現在2期目)
- 柔道3段、手話検定2級、明石タコ検定初代達人



3

明石市の紹介



31

4

一 私と更生支援のかかわり

1 弁護士として

- ・ 刑事弁護を通じて、
高年齢者・障害者の再犯の連鎖を認識
- ・ 更生支援の必要性を痛感し、町弁として活動

2 国会議員として

“行動する国会議員”として
司法と福祉の連携を訴え、精力的に活動



5

3 社会福祉士として

- ・ 2007年、社会福祉士の資格を取得
- ・ 日本社会福祉士会、
リーガルソーシャルワーク委員会
の立ち上げに携わる



4 篤志面接委員として

- ・ 播磨社会復帰促進センターの
初代篤志面接委員として活動
- ＊ 無料法律相談の実施
- ＊ 収容者の療育手帳取得に奮闘



6

二 明石市における更生支援のポイント

- 1 **目的** 本人のため、家族のため、まちのため
- 2 **対象** すべての人 かつ その人
(ユニバーサル) (個別性)
- 3 **主体** まちのみんな (関係機関を含む)
- 4 **時期** いつでも、ずっと
- 5 **内容** 一般的な行政サービス + 一定の配慮
- 6 **方法** 連携 と アウトリーチ と 関係者の理解
(つなぐ) (ささえる) (ひろげる)
- 7 **視点** 本人目線

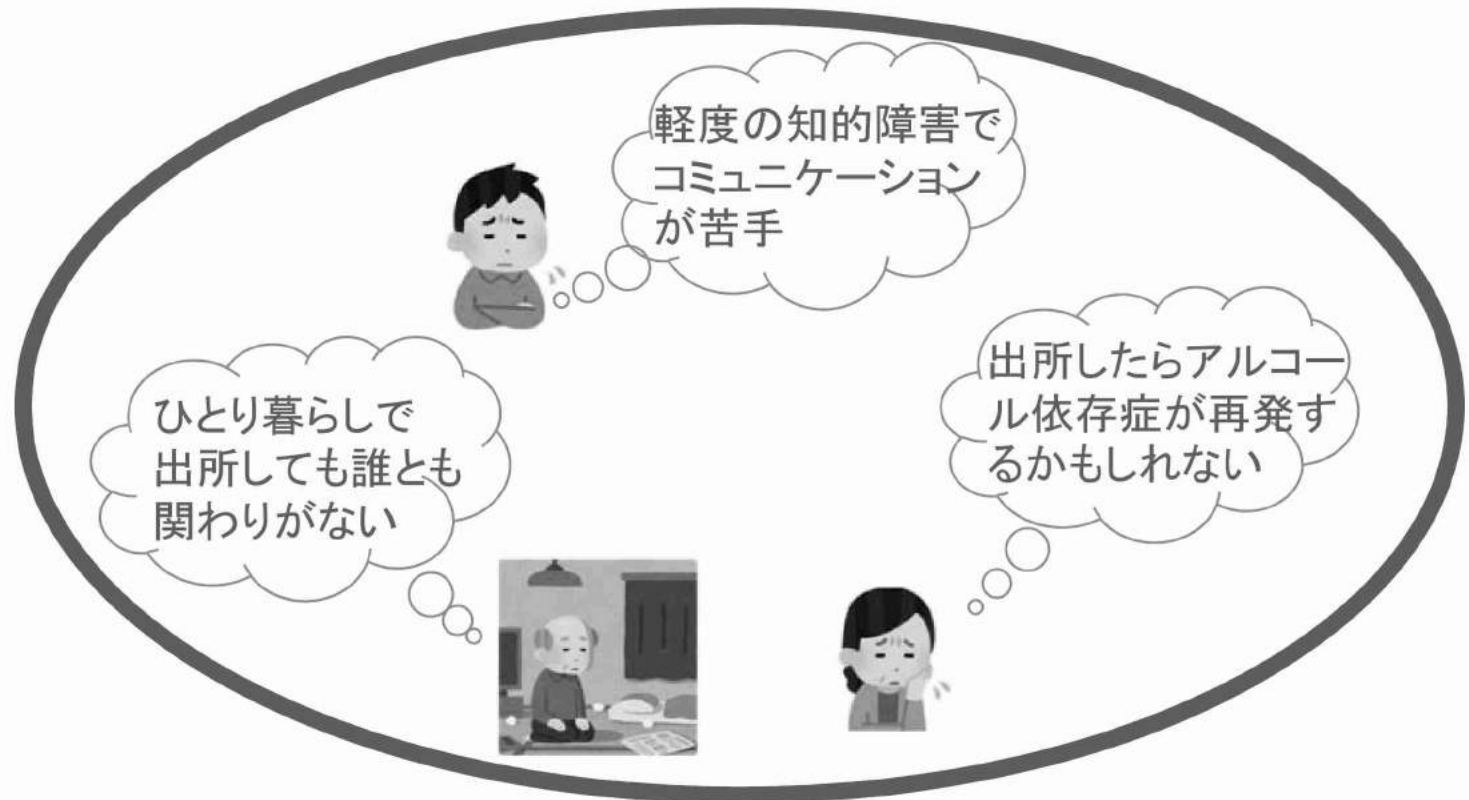
7

1 目的

本人のため、家族のため、まちのため



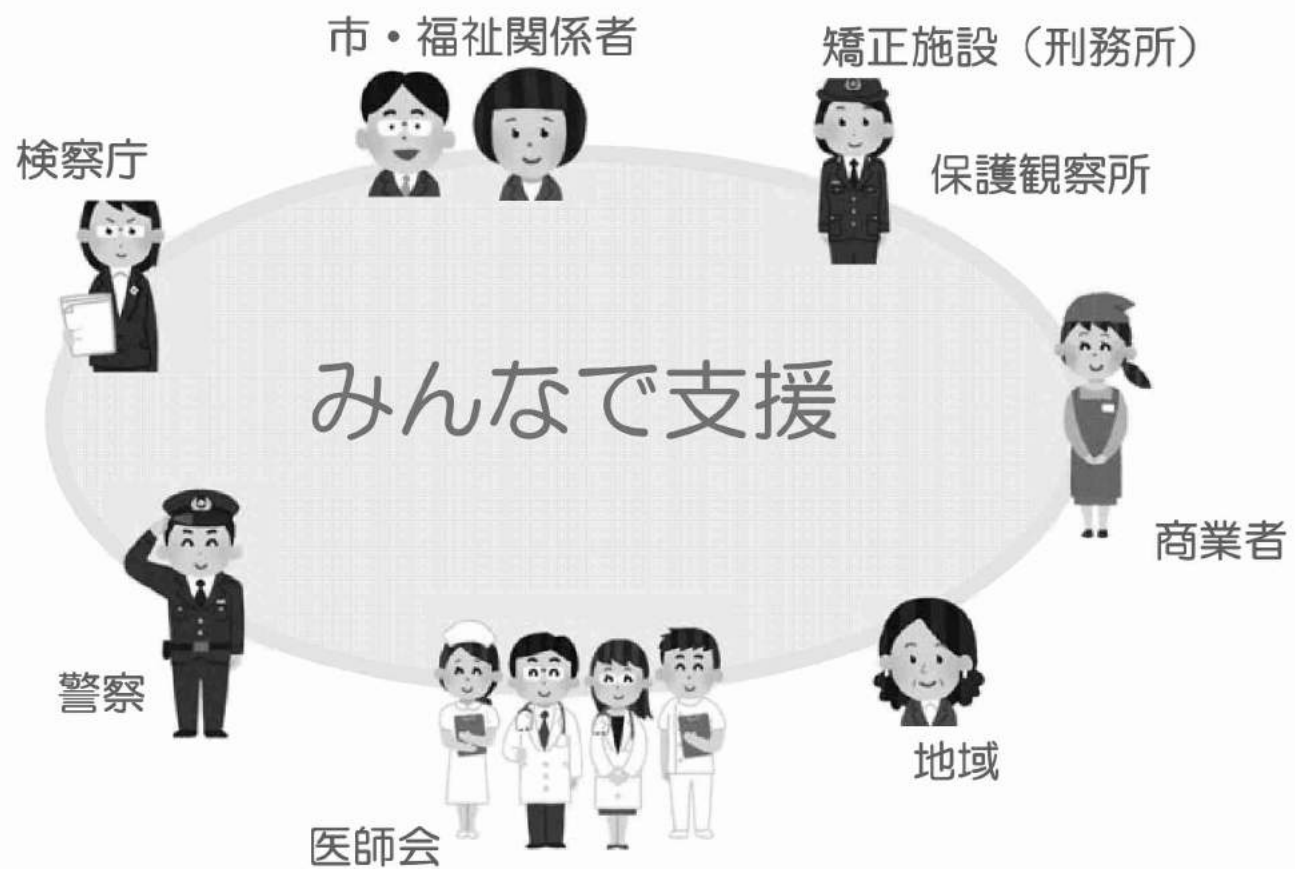
2 対象 すべての人 かつ その人 (ユニバーサル) (個別性)



すべての人の、それぞれの事情に応じて支援

9

3 主体 まちのみんな (関係機関を含む)



4 時期 いつでも、ずっと



11

継続的支援のコーディネート

主に、以下の3つの側面からの支援を行い、
対象者の地域社会復帰をサポート

① 福祉的支援

障害福祉、介護サービス、生活保護等
福祉サービスにつなぐ

② 就労支援

関係機関や民間企業と連携し、
就労を支援

③ 地域的支援

保護司や民生児童委員
地域の関係者と連携

12

5 内容

一般的な行政サービス + 一定の配慮

既存の行政サービスを、事案に応じて提供

- ・ 発達診断および障害者手帳の申請の支援
- ・ 介護保険の要介護認定申請の支援
- ・ 福祉／介護／医療サービス受給への支援
- ・ 日中の居場所支援
- ・ 就労支援
- ・ 法定後見制度の活用（保佐など）
- ・ 生活保護の同行申請
- ・ 帰住先／定住先確保の同行申請



など

13

6 方法



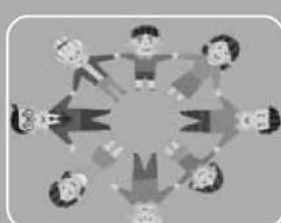
連携（つなぐ）

- 関係機関によるネットワーク構築



アウトリーチ（ささえる）

- 継続的支援のコーディネート



関係者の理解（ひろげる）

- 市民への啓発（講演会、パネル展示）

⇒ 取り組みの**三本柱**（※詳細は後述）

7 視点 本人目線

“再犯防止”は他者目線

⇔“更生支援”は本人目線

【取り組みの理念】

更生 : やり直す

甦 : 生まれかわってやり直す



更生ペンギン ホゴちゃん

15

明石市の取り組み



16

三 取り組みの三本柱

- 1 つなぐ
ネットワーク化
- 2 ささえる
個別面談支援・手続支援
- 3 ひろげる
広報紙・フェア、イベント

17

明石市の地理的特徴



市内に刑務所など刑事関係施設が多く存在している

18

1 つなぐ ネットワーク化

関係機関によるネットワークを構築

「明石市 更生支援ネットワーク会議」

▷ 機関同士の連携・情報共有を目的

第1回 (2016.7) 26団体
第4回 (2018.6) 37団体



19



第2回 更生支援ネットワーク連絡会議(2017.4.14)

認知症高齢者 再犯抑止へ

明石市

認知症高齢者の再犯抑止を目的として、市内外の関係機関が連携し、情報共有を進めている。この取り組みは、認知症高齢者の再犯を抑制し、社会復帰を支援することを目指す。また、認知症高齢者の生活支援や相談支援にも取り組んでいる。この取り組みは、認知症高齢者の生活支援や相談支援にも取り組んでいる。

認知症高齢者の再犯抑止を目的として、市内外の関係機関が連携し、情報共有を進めている。この取り組みは、認知症高齢者の再犯を抑制し、社会復帰を支援することを目指す。また、認知症高齢者の生活支援や相談支援にも取り組んでいる。この取り組みは、認知症高齢者の生活支援や相談支援にも取り組んでいる。

認知症高齢者の再犯抑止を目的として、市内外の関係機関が連携し、情報共有を進めている。この取り組みは、認知症高齢者の再犯を抑制し、社会復帰を支援することを目指す。また、認知症高齢者の生活支援や相談支援にも取り組んでいる。この取り組みは、認知症高齢者の生活支援や相談支援にも取り組んでいる。

ネットワーク連絡会議 構成団体（1）

【司法・矯正機関等】10団体

神戸地方裁判所明石支部（オブザーバー）／神戸地方検察庁明石支部
兵庫県明石警察署／神戸刑務所／加古川刑務所
播磨社会復帰促進センター／神戸保護観察所／神戸少年鑑別所
更生保護法人神戸学而園／法テラス兵庫

【専門職団体】4団体

県弁護士会／県社会福祉士会
県精神保健福祉士協会／県臨床心理士会

【関係団体・支援機関】4団体

手をつなぐ育成会／明石ともしび会
明石市基幹相談支援センター
明石市地域総合支援センター

【県機関】2団体

地域生活定着支援センター／障害福祉課

21

ネットワーク連絡会議 構成団体（2）

【社会を明るくする運動明石地区推進委員会構成団体】 7団体

保護司会／更生保護女性会／民生児童委員協議会
連合まちづくり協議会／連合PTA／明石市
社会福祉協議会

【医療機関】2団体

明石市医師会／明石市立市民病院

【就労支援機関】4団体

明石公共職業安定所／障害者就労・生活支援センターあくと
明石商工会議所／商店街連合会

【民間支援団体】4団体

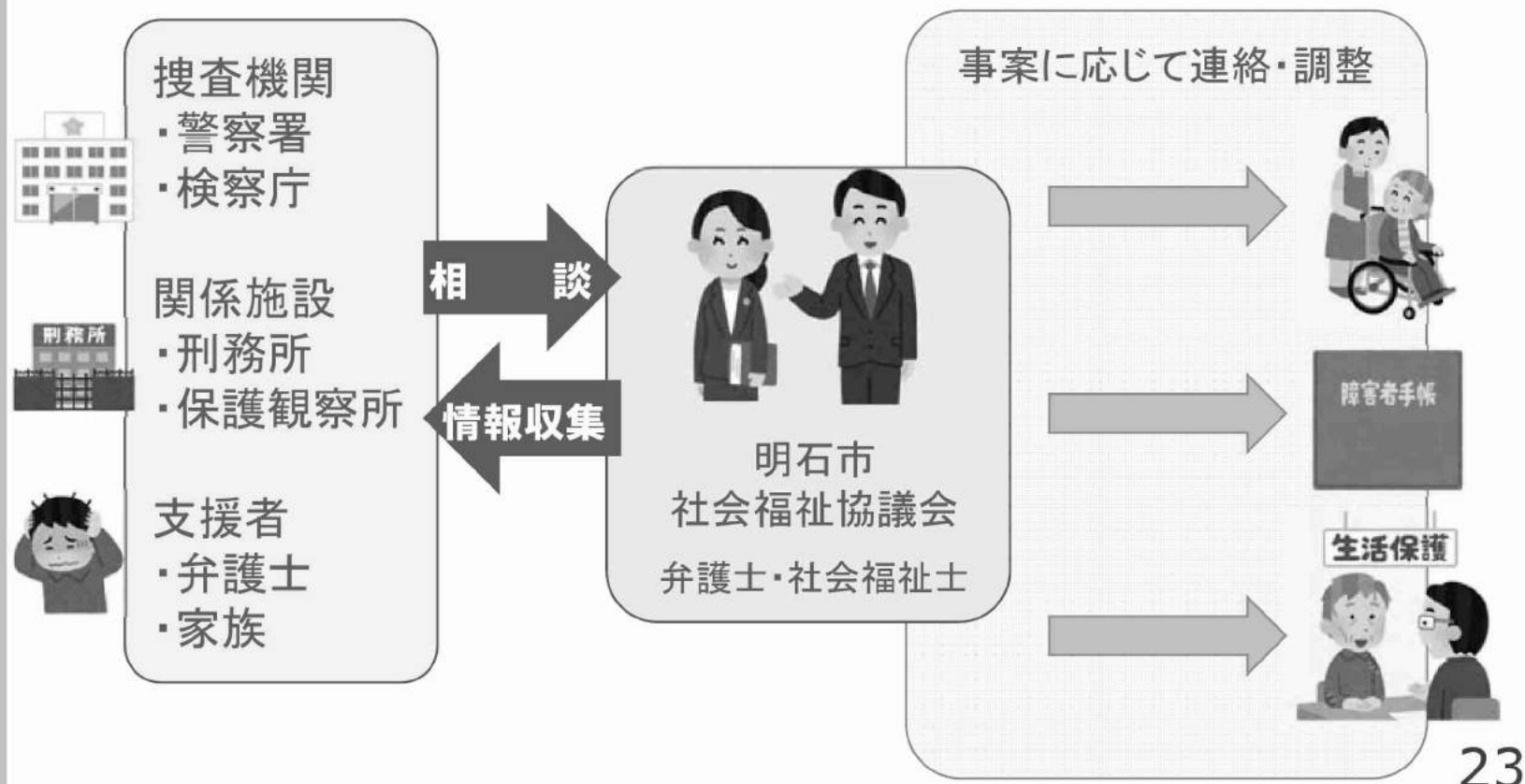
チェンジングライフ／神戸の冬を支える会／チーム風
神戸ダルクヴィレッジ

計37団体

22

2 ささえる 個別面談支援・手続支援

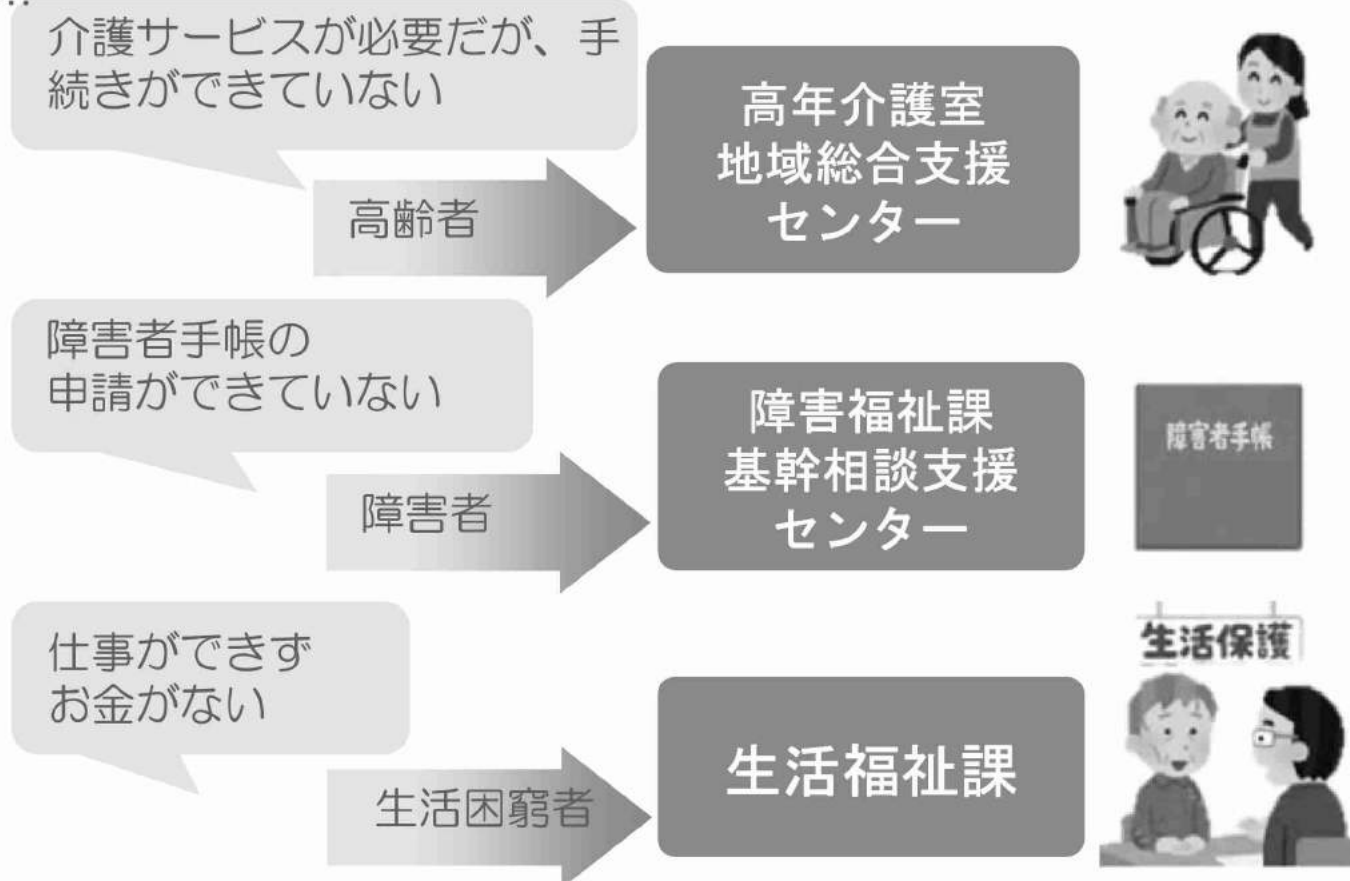
弁護士職員・社会福祉士職員が対象者と面談し、支援に必要なアセスメント・コーディネートを実施



23

面談の結果、一人ひとりに必要とされる支援を判断し、申請手続を支援

例えば…



24

事例紹介 I（捜査段階からの支援ケース）

1 支援のきっかけ

▷ 検察官が、障害を持っている可能性のある（障害者手帳は所持していない）被疑者（40代・男性）がいると、市役所へ相談

2 支援の内容

① 警察署での面談

職員が警察署で面会したところ、自閉傾向がうかがわれ、支援を決定

② 心理検査

保釈後に心理検査を実施したところ、軽い知的障害があり、福祉的支援を行うことに

25

事例紹介 I（捜査段階からの支援ケース）

③ 施設見学

面談での様子等をふまえ、Aさんに合いそうな就労支援施設を紹介し、職員も同行して見学

3 支援の結果

▷ 執行猶予の判決後に手帳の発行を受け、就労支援施設にまじめに通い、訓練にはげんでいる



事例紹介Ⅱ（出所前からの支援ケース）

1 支援のきっかけ

- ▷神戸刑務所が、出所後に帰る家無く、高齢者施設への入所を希望する受刑者（60代・男性）がいると、市役所へ相談

2 支援の内容

① 市職員による面談

職員が刑務所で面談したところ、「アルコールへの依存があり一人暮らしは心配。見守りがある施設で生活したい。」と希望

- ▷高齢者施設の職員に面談を依頼



27

事例紹介Ⅱ（出所前からの支援ケース）

② 高齢者施設の職員による面談

高齢者施設の職員が刑務所に足を運んで面談し、身体の様子や今までのアルコールの飲み方について聞き取り、施設への入所が決定

③ 出所後のフォローアップ

出所日に出迎えを行い、身の回りのものを揃え、施設へ入居。1か月後にも、市職員が施設に行き、トラブルがないか聞き取り

3 支援の結果

- ▷施設の行事を楽しんだり、リハビリを兼ねてお茶出しをするなど落ち着いた生活ができている

28